

令和 7 年 3 月

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 2 6 日 開会

令和 7 年 3 月 2 6 日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和7年3月26日鈴鹿市議会全員協議会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開く。

1 出席議員

1 番	加 藤 公 友	2 番	田 中 通
3 番	高 橋 さつき	4 番	福 沢 美由紀
5 番	山 口 善 之	6 番	深 水 隆 司
7 番	中 西 大 輔	8 番	森 美和子
9 番	森 喜代造	10 番	水 谷 進
12 番	船 間 涼 子		

1 欠席議員

11 番	櫻 井 清 蔵
------	---------

1 出席者の職氏名

広域連合長	末 松 則 子
副広域連合長	櫻 井 義 之
事務局長	野 呂 和 伸
総務課長	上 村 剛
総務課副参事兼 鈴鹿亀山消費生活センター所長	川 村 敏 正
総務課主幹	今 村 禎 子
介護保険課長	中 条 裕
介護保険課主幹兼管理グループリーダー	伊 藤 淳
介護保険課副参事兼認定グループリーダー	藤 本 泰 子
介護保険課副参事兼給付グループリーダー	岡 田 千麻子
介護保険課主幹兼指導グループリーダー	澤 谷 陽 子

1 議会書記

総務課副主幹	中 島 弘 貴
総務課副主幹	石 田 侑 子

1 会議の事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 発議案第 1 号 鈴鹿亀山地区広域連合議会の個人情報の保護に関する
条例の一部改正について

日程第 5 議案第 1 号 令和 6 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第 2
号）

議案第 2 号 令和 6 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計
補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 令和 7 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算

議案第 4 号 令和 7 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計
予算

議案第 5 号 鈴鹿亀山地区広域連合広域計画の策定について

議案第 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
理に関する条例の制定について

議案第 7 号 鈴鹿亀山地区広域連合職員の旅費に関する条例及び鈴鹿
亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例の一部改
正について

議案第 8 号 鈴鹿亀山地区広域連合地域包括支援センターの運営及び
人員に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 6 議案第 9 号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について

日程第 7 一般質問

午前10時00分 開 会

○議長（船間涼子 議員）

皆様、おはようございます。

それでは、ただいまから令和7年3月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

本日の議事日程は、過日、送付いたしましたとおりでございますので、御了承をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第35条の規定により、議長において、加藤公友議員、水谷進議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船間涼子 議員）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

本日の議案説明員の職・氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、例月出納検査の結果をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、日程第4、発議案第1号 鈴鹿亀山地区広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは本案について、提案理由の説明を求めます。

深水隆司議員。

○深水隆司 議員

おはようございます。ただいま議題とされました、発議案第1号 鈴鹿亀山地区広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてでございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和7年4月1日から同法第2条に第8項の規定が新設されます。

このことから、同項以下の項番号が繰り下げられ、条例で引用する項に繰り下げが生じることになりました。

また、受刑者の特性に応じた指導支援など、その改善更正及び再犯防止に向けた処遇の充実を図るために、刑法等の一部が改正され、令和7年6月1日から、懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑が創設されることから、条例中の用語を拘禁刑に改める必要が生じました。これらに伴い、所要の規定整備を行おうとするものでございます。

議員の皆様におかれましては、よろしく御審議を賜り、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（船間涼子 議員）

発議案第1号の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船間涼子 議員）

質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船間涼子 議員）

別段、討論もございませんので、これより採決をいたします。

発議案第1号 鈴鹿亀山地区広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛 成 者 挙 手〕

○議長（船間涼子 議員）

挙手全員でございます。

したがって、発議案第1号 鈴鹿亀山地区広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第1号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）から、議案第8号 鈴鹿亀山地区広域連合地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部改正についてまでを、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

皆様、おはようございます。

本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会の3月定例会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会の開会に当たり、令和7年度の施政及び予算編成方針について申し述べます。

本年は、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題といわれる年となりますが、今後も高齢者人口は増加し続け、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年には高齢者人口がピークを迎えると予測されております。

さらには、支援を必要とする一人暮らしや認知機能が低下した高齢者、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者が増加することも見込まれております。

また、高齢者をはじめとする社会的弱者を狙った特殊詐欺や悪徳商法の増加は、

超高齢社会の負の部分象徴する社会問題となっております。

このような動向も踏まえ、本広域連合と関係市が事務処理を行っていく上で指針とする、鈴鹿亀山地区広域連合広域計画が今年度末で計画満了を迎えることから、議員各位の御意見を頂戴しながら見直しを行ったところです。

今後も広域連合といたしましては、広域計画に基づき、高齢者をはじめとする圏域住民の皆様が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険事業と消費者行政を持続させるとともに社会の変化に対応した事業を展開してまいります。

まず、介護保険事業につきましては、第9期介護保険事業計画を着実に実行し、持続可能な介護保険制度の適切な運営に努めるとともに、2027年度が開始年度となる次期事業計画策定に向けて、被保険者・事業所などへのアンケート調査を実施し、介護保険事業に対するニーズを明らかにした上で、将来を見据えた地域包括ケアシステムの体制強化につながるよう準備を進めてまいります。

また、地域包括支援センターを中心に、地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制である地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいります。

介護認定業務につきましては、認定調査の委託先と介護保険課の認定事務の体制整備に努めるとともに、委託先との連携に取り組むことで円滑で安定した介護認定に努めてまいります。

また、介護予防・生活支援サービスのさらなる推進に2市と共に取り組むとともに、適切な介護サービスの確保と介護給付の適正化に取り組んでまいります。

その他、本広域連合が指定権限を持つ居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所の新規指定や指定の更新、指導・監督業務を通じて利用者へのサービス向上に努めてまいります。

次に、消費者行政につきましては、デジタル化、高齢化の進展に伴い、消費者を取り巻く社会環境が刻々と変化し対処すべき消費者問題も変遷していく中、消費者被害、トラブルの内容もますます複雑かつ多様化していくことが考えられます。

そのため、鈴鹿亀山消費生活センターにおきましては、消費者被害、トラブルの未然防止、救済に取り組むために消費生活相談員のスキルアップに努め、消費者に寄り添った消費生活に関する苦情相談やその解決のための助言、世代に応じた消費者教育、被害を未然に防止するための啓発活動など、地域に根差した消費生活相談

の窓口としての役割を担ってまいります。

また、消費者トラブルに遭われる方の中には様々な問題を抱え、重層的な支援が必要な方もお見えになりますので、鈴鹿市、亀山市の相談担当部署や社会福祉協議会、警察といった関係機関と連携しながら必要な支援につなげてまいります。

今後も、圏域住民の皆様が安全で安心して暮らせるよう、引き続き消費者被害抑止に向けた取組を展開し、消費者の権利保護に努めてまいります。

続きまして、令和7年度の予算編成でございますが、関係市である鈴鹿市、亀山市におきましては、長期化する物価高騰等により、歳入・歳出両面で影響を大きく受けております。歳入につきましては、大幅な増加が見込めず、また歳出につきましては、人件費等の経常的経費、投資的経費や扶助費等、社会保障費の増加が引き続き見込まれる中で、さらなる歳入確保と歳出削減を徹底していく予算編成が行われています。

本広域連合といたしましては、運営のための財源を関係市からの負担金に大きく依存していることから、関係市の財政状況を十分考慮し可能な限り抑制に努め、予算編成を行ったところでございます。

以上、令和7年度を迎えるに当たり、施政及び予算編成方針を述べさせていただきました。

今後とも、圏域住民のさらなる福祉の向上を目指し、各種事業に取り組んでまいりますので、議員並びに圏域住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提出をいたしました議案について、説明申し上げます。

なお、予算関係につきましては、概要を私のほうから説明させていただき、詳細を総務課長が説明をいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、補正予算書1ページ、議案第1号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

第1条で、歳入歳出それぞれ517万1,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億9,446万6,000円にしようとするものでございます。

続きまして、補正予算書21ページ、議案第2号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出それぞれ1億107万2,000円を減額し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ205億2,191万6,000円にしようとするものでございます。

また、第2条の債務負担行為の補正につきましては、介護保険システム標準化の実施スケジュールの変更により、令和6年度の実施を要しなくなったことに伴い、

債務負担行為の廃止をお願いするものでございます。

続きまして、議案第3号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算について、説明を申し上げます。

当初予算書1ページを御覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億7,415万4,000円にしようとするものでございます。対前年度比0.6%の減少でございます。

続きまして、議案第4号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算について、説明申し上げます。

当初予算書33ページを御覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億3,247万9,000円にしようとするものでございます。対前年度比1.4%の増加でございます。

また、第2条で、介護保険認定調査事務委託料、公用車リース料、介護保険システム標準化及び介護保険事業計画策定業務委託料について債務負担行為を、第3条におきまして、一時借入金の限度額をそれぞれ設定しようとするものでございます。

続きまして、議案第5号から議案第8号までの議案の概要について、説明申し上げます。

資料につきましては、データの議案第5号から第8号までに係る議案書を御覧ください。

初めに、1ページ、議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合広域計画の策定について、説明申し上げます。

地方自治法第291条の7において、広域連合は広域計画を作成しなければならないこととされており、作成した計画に基づき、総合的かつ計画的な施策を実施することとされております。

本広域連合が令和2年に作成しました現広域計画が、今年度をもって計画期間が終了することから、現在の社会情勢や広域連合の現状に合わせた表現にするほか、令和4年に成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、現広域計画の字句の修正を行い、令和7年度から令和11年度までの5年間の広域計画を作成するものでございます。

続きまして、議案書9ページの議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

受刑者の特性に応じ、その改善更生や再犯防止に向けた処遇の充実を図るため、刑法等の一部が改正され、令和7年6月1日から懲役及び禁錮を廃止し、これらを

一本化した拘禁刑が創設されます。これに伴い、法改正を踏まえ、関係する条例の規定整備を行おうとするものでございます。

続きまして、議案書15ページの議案第7号 鈴鹿亀山地区広域連合職員の旅費に関する条例及び鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正について、説明を申し上げます。

本年4月1日に施行される国家公務員等の旅費に関する法律及び施行令の一部改正により、国家公務員等の旅費について、経済社会情勢の変化に対応するとともに事務の負担軽減を図るための見直しが行われます。このため、本広域連合におきましても、同様の規定整備を行おうとするものでございます。

続きまして、議案書35ページの議案第8号 鈴鹿亀山地区広域連合地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部改正について、説明を申し上げます。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令により、市町村が条例を定めるに当たって、従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準等を規定する厚生労働省令が一部改正され、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上が、議案第1号から議案第8号までの概要でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（船間涼子 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

おはようございます。それでは、議案第1号から第4号までについて、補足説明をいたします。

まず、議案第1号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）でございます。補正予算書の10・11ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金517万1,000円の減額は、令和6年度における第5次L G W A Nの対応を必要としなくなった減額分と、フルタイム会計年度任用職員人件費の増に伴う増加分を差し引いた結果、両市負担金を減額するものでございます。

続きまして、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金203万2,000円の減額は、国において全体の予算額を超過したため、重層的支援体制整備事業国交付金を減額調整する留保措置が取られたことに伴い、減額するものでございます。

次に、12・13ページをお開きください。

第3款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金86万5,000円の減額は、重層的支援体制整備事業国交付金と同様の減額の措置が取られたことに伴い、減額するものでございます。

第6款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目介護保険事業特別会計繰入金289万7,000円の増額は、重層的支援体制整備事業国・県交付金の減額に伴い、介護保険事業特別会計繰入金を増額するものでございます。

次に、14・15ページをお開きください。

歳出でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費597万4,000円の減額は、令和6年度における第5次L G W A Nの対応を必要としなくなったことにより、減額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費は、国県支出金の減額に伴う財源更正でございます。

次に、16・17ページをお開きください。

第4款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費80万3,000円の増額は、フルタイム会計年度任用職員の給与改定に伴い、増額するものでございます。

以上が、議案第1号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）の補足説明でございます。

続きまして、議案第2号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

補正予算書の30・31ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金1億396万9,000円の減額は、自治体システム標準化の実施スケジュールの変更により、令和6年度の実施を要しなくなったことと、介護認定審査会費に係る所要の精査によりまして、両市の負担金を減額するものでございます。

次に、第7款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金289万7,000円の増額は、一般会計の財源不足分を基金から繰り入れることに伴い、増額するものでございます。

次に、32・33ページをお開きください。

歳出でございます。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費5,896万9,000円の減額は、自治体システム標準化実施スケジュールの変更により、令和6年度の実施を要しなくなったことに伴い、減額するものでございます。

次に、第2項介護認定審査会費、第2目認定調査等費4,500万円の減額は、介護認定調査等に係る所要額の精査により減額するものでございます。

次に、第5款諸支出金、第3項繰出金、第1目他会計繰出金289万7,000円の増額は、一般会計における国庫支出金の減額により、財源不足分を一般会計に繰り出すため、増額するものでございます。

以上が、議案第2号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、議案第3号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算の補足説明をいたします。

令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合予算書の10・11ページをお開き願います。

歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金2億2,929万8,000円は、広域連合規約に基づき、本広域連合が行う広域連携事務、介護保険事務、消費者行政事務に係る鈴鹿市、亀山市からの負担金でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金9,072万8,000円は、低所得者保険料軽減事業に伴う国負担金でございます。

次に、12・13ページをお開きください。

同じく第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金1億2,136万円は、重層的支援体制整備事業に係る国交付金でございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金4,536万4,000円は、低所得者保険料軽減事業に伴う県負担金でございます。

同じく、第3款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金6,111万4,000円は、低所得者等対策費補助金及び重層的支援体制整備事業の県交付金でございます。

第2目商工費県補助金272万6,000円は、消費者行政強化事業の補助金でございます。

次に、14・15ページをお開きください。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金10万円は、前年度の繰越金となっております。

次に、第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入2,000円は、情報公開等に係る実費負担金でございます。

次に、第6款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目介護保険事業特別会計繰入金1億2,346万2,000円は、重層的支援体制整備事業に係る介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。

続きまして、16・17ページをお開きください。

歳出でございます。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費79万円は、広域連合議会における議員報酬及び事務費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費8,300万4,000円は、派遣職員に係る給与等の負担金、事務費等でございます。

次に18・19ページをお開きください。

第2目企画費93万7,000円は、構成市との広域連携連絡調整費といたしまして、広域連合広報の発行経費などとなっております。

第3目公平委員会費2万7,000円は、公平委員会開催に係る委員報酬でございます。

次に、第2款総務費、第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費3万6,000円は、選挙管理委員会開催に係る委員報酬でございます。

次に、20・21ページをお開きください。

第2款総務費、第3項監査委員費、第1目監査委員費27万6,000円は、監査等に係る委員報酬でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費3億7,773万9,000円は、低所得者等対策費及び重層的支援体制整備事業費でございます。

第2目介護保険費1億8,145万7,000円は、低所得者保険料軽減事業を介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、22・23ページをお開きください。

第4款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費2,958万8,000円は、派遣職員に係る給与費等負担金、消費生活相談員の人件費など、消費生活センターの管理運営に要する経費でございます。

次に、24・25ページをお開きください。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目償還金10万円は、国庫支出金等過年度分の返還金でございます。

次に、第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費20万円は、予備費として前年

度と同様の額を計上しております。

次に、26ページから29ページまでは、特別職、一般職の給与費明細を掲載しておりますので御覧おき願います。

次に、30・31ページには、令和8年度以降における債務負担に関する調書を掲載しております。

以上が、議案第3号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議案第4号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算の補足説明をいたします。

予算書の42・43ページをお開き願います。

歳入でございます。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料49億748万円は、第1号被保険者の現年度特別徴収、普通徴収及び過年度分の普通徴収による保険料を第9期介護保険事業計画に基づき算出し、それぞれ計上しております。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金31億1,600万8,000円は、広域連合規約に基づき、本広域連合が行う介護保険事業に係る構成市からの負担金でございます。

次に、44・45ページをお開き願います。

第3款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目総務手数料1万円は、介護保険料に係る過年度分の督促手数料でございます。

次に、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金34億8,949万2,000円は、介護給付及び予防給付に係る費用に対する国庫負担金で、保険給付費のうち、施設等分が15%、その他分が20%の交付割合で計上しております。

同じく第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目調整交付金4億2,382万6,000円は、保険料水準の格差是正のための交付金で、介護給付費及び地域支援事業、それぞれに対して交付割合を2.14%とし計上しております。

第2目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1億2,252万1,000円は、地域支援事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業費に対する交付金を交付割合20%とし計上しております。

46・47ページをお開きください。

第3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）7,286万円は、地域支援事業のうち、包括的支援事業、任意事業に要する事業費に対する交付金を交付割合

38.5%とし計上しております。

第4目保険者機能強化推進交付金1,462万5,000円は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組に係る交付金でございます。

第5目介護保険保険者努力支援交付金3,246万4,000円は、予防・健康づくりに資する取組に重点化した交付金でございます。

次に第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金51億7,584万円は、第2号被保険者保険料として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、介護給付費総額の27%分を計上しております。

第2目地域支援事業費支援交付金1億6,540万3,000円は、地域支援事業費のうち、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に対する交付金を交付割合27%とし計上しております。

次に、48・49ページをお開きください。

第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金27億4,068万5,000円は、介護給付及び予防給付に係る費用に対する県負担金で、保険給付費のうち、施設等分が17.5%、その他分が12.5%の交付割合で計上しております。

同じく第6款県支出金、第2項県補助金、第1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）7,657万5,000円は、地域支援事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に対する交付金を交付割合12.5%とし計上しております。

同じく第2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）3,643万円は、地域支援事業費のうち、包括的支援事業費、任意事業費に対する交付金を交付割合19.25%とし計上しております。

次に、50・51ページをお開きください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目低所得者保険料軽減事業繰入金1億8,145万7,000円は、低所得者保険料軽減事業に伴う一般会計からの繰入金でございます。

同じく第7款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金1億7,356万1,000円は、保険料必要額より収納予定額が少ないため、不足分を介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金200万円は、前年度繰越金でございます。

次に、52・53ページをお開きください。

第9款諸収入、第1項延滞金及び加算金及び過料、第1目第1号被保険者延滞金10万円は、第1号被保険者の保険料納付遅延に対する延滞金を計上しております。

同じく第9款諸収入、第2項雑入、第1目返納金50万1,000円は、介護報酬不正請求に係る事業所からの返納金等でございます。

第2目雑入64万1,000円は、生活保護受給者に係る介護認定料及び会計年度任用職員の雇用保険に係る本人負担金でございます。

続きまして、歳出でございます。

54・55ページをお開きください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費3億5,788万3,000円は、派遣職員に係る給与費負担金、事務費及び会計年度任用職員に係る人件費を計上しております。

次に、56・57ページをお開きください。

同じく、第1款総務費、第2項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費4,716万円は、審査会開催に伴う委員報酬などを計上しております。

第2目認定調査等費1億8,687万9,000円は、主治医意見書の作成手数料等の役務費、認定調査業務に係る委託料などを計上しております。

同じく、第1款総務費、第3項趣旨普及費、第1目趣旨普及費398万5,000円は、広報紙や介護保険制度のパンフレットの作成経費でございます。

次に58・59ページをお開きください。

同じく、第1款総務費、第4項計画策定費、第1目計画策定費369万5,000円は、第10期介護保険事業計画策定に係る経費でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等諸費186億6,059万4,000円は、要介護認定者に係る各種介護サービス利用分の保険給付費であります、介護サービス諸費、要支援認定者に係る各種サービス利用分の保険給付費である介護予防サービス諸費、一定の基準を満たした利用者が介護保険施設等を利用した場合に食費、居住費に対して補足給付する費用であります、特定入所者介護サービス等費について計上しております。

第2目審査支払手数料1,638万4,000円は、三重県国民健康保険団体連合会による、各事業者への介護報酬支払いに係る審査に関する手数料を計上しております。

第3目高額介護サービス等費4億3,706万7,000円は、介護保険の利用者負担額が高額となり、一定額以上となった利用者に対して支給する費用を計上しております。

次に、60・61ページをお開きください。

第4目高額医療合算介護サービス等費5,573万5,000円は、介護保険及び医療保険の利用者負担額が高額となり、一定額以上となった利用者に対して支給する費用として計上しております。

第3款地域支援事業費、第1項地域支援事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費5億9,390万4,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費、総合事業等諸費、総合事業審査支払手数料について計上しております。

第2目一般介護予防事業費4,131万3,000円は、総合事業のうち、一般介護予防事業に係る経費を計上しております。

次に、62・63ページをお開きください。

第3目包括的支援事業・任意事業1億8,924万8,000円は、包括的支援事業、任意事業について計上しております。

第4款公債費、第1項公債費、第1目利子10万円は、資金不足により借入れを行った際に要する利息を計上しております。

次に、64・65ページをお開きください。

第5款諸支出金、第1項基金費、第1目介護給付費準備基金費100万円は、保険料の残額を基金に積み立てるものでございます。

同じく、第5款諸支出金、第2項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者過年度保険料還付金807万円は、第1号被保険者過年度保険料の還付金及び還付加算金を計上しております。

第2目償還金100万円は、国庫支出金等の過年度分返還金でございます。

次に、66・67ページをお開きください。

同じく、第5款諸支出金、第3項繰出金、第1目他会計繰出金1億2,346万2,000円は、重層的支援体制整備事業実施に要する費用の保険料負担分を一般会計へ繰り出すものでございます。

第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費として、前年度と同じく500万円を計上しております。

次に、68ページから71ページまでは、特別職、一般職の給与費明細を掲載しておりますので、御覧おき願います。

次に、72・73ページをお開きください。

令和8年度以降における債務負担に関する調書を掲載しております。

以上、議案第1号から議案第4号までの補足説明でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（船間涼子 議員）

議案第 1 号から議案第 8 号までの説明は終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は10時55分といたします。

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（船間涼子 議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程により議事を進行します。

これより質疑に入ります。

議案質疑に当たりましては、一問一答方式で、質疑時間は答弁を含め30分以内です。ので、厳守していただきますようお願いいたします。

また、議案質疑でございますので、質疑に当たっては自己の意見を述べることなく、質疑の範囲が議題外にわたることのないよう注意をいただくとともに、議案番号を述べた上で質疑をいただくよう重ねてお願いいたします。

それでは、通告に従い中西大輔議員から発言を許します。

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

中西です。議案 3 号 令和 7 年度一般会計予算のほうからお聞きします。

歳出、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費から、こちらのほう、事務費等を見ても、広域連合における D X 推進に係る事業が分かりませんでしたので、その説明と、あわせて、デジタル対応職員配置の考えがどうなっているのか、説明のほうをお願いします。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、中西議員の議案第3号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算（1）令和7年度当初予算資料8ページ、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費についての①総務管理費におけるDXに関する事業は何かについての御質疑につきまして、説明申し上げます。

鈴鹿亀山地区広域連合は、単独の自治体として運営しておりますことから、総務課は理事者側の総務はもちろんのこと、議会事務、監査事務などの多種多様な事務を行っております。

DXは大量の申請書をペーパーレス化するなど、デジタル技術を活用し、課題解決をすることと存じますが、鈴鹿市、亀山市、2市が対応する事務を除く圏域住民に対する事務を行う総務課の業務にDXを取り入れることは、費用対効果が見込めないことから、令和7年度の当初予算においてはDXに関する事業はございません。

しかしながら、デジタル技術は日々進歩しておりますことから、今後につきましては広く情報収集し、総務課として取り入れることが効果的である事業がございましたら検討してまいりたいと考えております。

それと、デジタルに精通した人材は必要であると考えておりますが、専門の職員を雇用する予算の確保は難しい状況でありますことから、人事担当者会議においては、デジタルにも精通した職員の派遣を構成市にしていまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

中西議員。

○中西大輔 議員

ありがとうございます。

次に、同じく一般会計予算から、予算資料の9ページ、歳出、款3民生費、項1社会福祉費、目1老人福祉費、重層的支援体制整備事業費、地域包括支援センター事業費3億1,766万1,000円が上がっていますが、こちらのほう、広域連合としては、基本的には介護保険の領域ということですが、実際はいろいろな相談事項が入ってきているということも聞くところで、多職種連携を考えても相談員の方の負担が大きいのと考えますが、広域連合としてはどのように考えているのか、説明のほうをお願いします。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

議案第3号 令和7年度の広域連合一般会計予算の歳出の中で、重層的体制整備事業のうちの地域包括支援センター業務費の委託料につきまして説明申し上げます。

重層的支援体制整備事業の中で、包括支援センターの委託をどのように考えているかということにつきましては、高齢者だけでなく、子供・障害者・生活困窮者といった重層的な支援体制を構築するのは両市になります。

広域連合は、両市が定めた規約に基づき、介護保険法に規定する地域支援事業を実施するものです。

また、地域包括支援センターの相談の負担が大きいことにつきましては、重層的支援体制整備事業の実施前から地域包括支援センターでは、地域の身近な相談窓口として圏域住民の各種相談を幅広く受けていただいております。

重層的支援体制が整備されることで、多機関での連携体制が構築されることから、地域包括支援センターとしても、これまで対応に苦慮していました生活困窮に関する相談などを多機関連携としてつなぐことができるようになり、業務が改善されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

中西議員。

○中西大輔 議員

ありがとうございます。今説明をお聞きしてても、やはりちょっと相談員の方の充実というか、その部分は大切なんじゃないかなと。検討していただければと思います。

続けて、今度は議案第4号 介護保険特別事業の会計のほうなんですけれども、当初予算資料の13ページ、歳出、第1款総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の事業費で、自治体システム標準化対応に係る電算委託料というのが上がっており

ますが、こちらのほう説明の中にもありましたが、一部のシステムベンダーで遅れが出ているという話もあるところで、今回の予算の中でどのようなものを考えているのかのほうの説明をお願いします。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

介護保険事業特別会計の歳出で一般管理費の事務費のうち、自治体システム標準化対応に係る電算委託料につきまして説明申し上げます。

自治体システム標準化は、当初令和6年度と7年度で実施することを予定しておりましたが、システム開発事業者の資源、特に人的資源の不足により予定どおり実施できなくなったためスケジュールを見直し、令和7年度と8年度の実施に変更しています。

これによりまして、議案第2号 令和6年度3月補正予算で、自治体システム標準化に関する事業費の全額の減額と、債務負担行為の廃止を計上するとともに、令和7年度当初予算に改めて事業に係る予算を計上しております。現時点での予定では、令和9年1月稼働を目指しております。

しかしながら、自治体の基幹業務を全国で一斉に標準化することから、システム開発事業者の負担は大きく、デジタル庁も支援を表明しておりますが、システム開発事業者の人的資源の不足が解消しない場合は、さらにスケジュールを変更しなければならない可能性もございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

中西議員。

○中西大輔 議員

ありがとうございました。

それでは、同じく第4号の予算資料14ページ、歳出、款1総務費、項4計画策定費、目1計画策定費についてですが、第10期介護保険事業計画策定に伴う費用ということが説明に挙がっていますが、この令和7年度の予算においてはどのようなこ

とを中心に取り組まれる考えなのかの、説明のほうをお願いします。

また、計画策定に関する会議等の開催がどの程度行われるのかの説明も併せてお願いします。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

介護保険事業特別会計の歳出で、計画策定費につきまして、説明申し上げます。

介護保険事業計画は、介護保険事業を実施する保険者として策定しなければならない法定の計画で、国の指針に基づき策定しておりますが、例年、計画開始の2年前から策定作業に入ります。来年度はアンケートの実施を予定しております。

また、会議の開催頻度につきましては、外部の委員で構成する策定部会を計画策定までに5回程度開催することを予定しております。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

中西議員。

○中西大輔 議員

ありがとうございます。

アンケートということですが、いろいろなヒアリングも充実していただきたいというふうにそのことを期待します。

それと、通告の中にはちょっと入ってなかったんですけど、1点ちょっとお聞きしたいことがありまして、予算の中でどこにあるのかということでお聞きしたいのですが、昨年10月一般質問で、通所介護事業所について取り上げさせていただいて、介護報酬改定がデイサービスなどの経営に与える影響についてを取り上げさせていただいたわけですが、そのときに、事業所連絡協議会と協議を重ねていると。で、県内の事業所からそのほかの加算などの相談があった場合には、丁寧に対応していくという答弁があったわけですが、この辺りの部分というのは、どのように今回の当初予算に反映されているのかの説明があれば、聞かせてください。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

前回の回答をさせていただいた以後も、デイサービス事業所連絡協議会とは協議を重ねております。

また、登録事業所への加算の案内文書を送付いたしました。どういう加算があるかということの案内を送付いたしました。

それ以外にも、広域連合に経営のことや加算の相談等がありますので、個別に対応しております。

相談については、指導グループ職員にて引き続き受けておりますので、当初予算には上げておりませんが、予算には表れないところでございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

中西議員。

○中西大輔 議員

今回、鈴鹿市議会のほうにも請願、挙がったりしてますし、やっぱりこの辺り重要なところなので、力を入れていただくようにだけ意見しておきます。

以上で、質疑のほうを終わらせていただきます。

○議長（船間涼子 議員）

これにて、中西大輔議員の質疑を終わります。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

日本共産党の福沢美由紀でございます。通告に従い、質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず第1点目、議案第2号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

総務費、認定調査等費4,500万円の減額補正について、その内容を伺いたいと思

います。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、福沢議員の議案第2号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）総務費、認定調査等費4,500万円の減額補正についての御質疑につきまして、説明申し上げます。

令和6年度当初予算作成時、令和5年9月頃に、令和6年度中の介護保険の新規・更新・変更の申請が必要と見込まれる件数を1万4,833人とし、それに係る経費として、認定調査委託料、主治医意見書作成手数料をはじめ、その他事務に係る経費を2億5,061万1,000円と計上したところ、令和6年度の実績見込みは、申請件数約1万1,000人で、不測の事態等の予備を差し引いた不用額として、4,500万円を見込んだところでございます。

新型コロナウイルス感染症の終息とともに、介護サービスの利用を希望される方の増加を想定しておりましたが、予想よりも申請の伸びが緩やかであったことと、病院へ入院され、介護保険利用が必要でなくなった方や死亡された方が一定数お見えになることも見込みの人数より少なかった要因と考えております。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

お伺いしようと思ったその更新、延長が切れて確かに増えるだろうと見込まれたことは正しいかと思いますが、それがこんなに少なかった要因というのが、今おっしゃったのが病院に入院されたんじゃないかとか、お亡くなりになったんじゃないかということでした。それだけなんではなかろうかという、やっぱり基本的なことをちょっと確認しておきますが、有効期限というのは市町村により定めることができるということですが、本広域連合も初回が6か月で2回目以降は基本1年というのは変わらないですか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課認定グループリーダー。

○介護保険課認定グループリーダー（藤本泰子 君）

先ほどの御質問に対しまして、私どもの広域連合の認定有効期間は、おっしゃられるとおり、新規・変更に関しては基本的には1年、更新申請につきましては、36か月と48か月がございます。

その違いにつきましては、前回の介護認定と同じ介護認定でございましたら48か月、前回の介護度と変わった場合でしたら36か月というのを基準としての認定有効期間として定めておるということでございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

若干延ばしていただいていることが分かりました。

そして、今までの議論をちょっと調べてますと、更新申請をコロナで延長していたときに、2か月前に更新申請をしても期限に間に合わないという事案が発生していたと思うのですけども、そこら辺は、この解決をした上での件数と見ていいのかどうかを確認しておきたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

議員おっしゃられるとおり、認定までに大分時間がかかっておった時期もあったんですが、今現在につきましては、大体平均して47日、1か月半で結果のほうをお出ししているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございました。次の質疑に移りたいと思います。

議案第4号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算でございます。

歳入について、まずお聞きします。歳入の国庫補助金について伺いたいのですけれども、調整交付金、これ毎回変わってくるかと思うのですけれども、これ増額しますが、その理由とこれによって国費が何%になるかとか分かれば伺いたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

歳入についての御質疑について、まず調整交付金について御説明させていただきます。

年齢構成や所得水準等に起因する、保険者間の格差によって生じる保険財政の不均衡を是正するため、保険給付費に対する国負担金のうち、5%分を別途算定して交付する制度です。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

そういう要件で、国費が25%のうち5%が調整されるということなのですからけれども、その5%分が今回増額となっていますが、どういう要件でここら辺が増えたのかというのが分かりましたら伺いたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

令和6年度に交付決定を受けた交付割合である2.14%、2.14%を保険給付費に乗じた4億1,023万3,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

昨年より増えたんですね。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

過去の実績につきましては、令和3年度が2.42%で、令和4年度が2.39%、令和5年度が2.36%となっております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

そうしますと減ったんですね、その調整交付金の分が。そうすると、それが減ったということは、どういうところが要因で減ったんですか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課管理グループリーダー。

○介護保険課管理グループリーダー（伊藤淳 君）

すいません。当初予算の計上額としましては増額しておりますが、年々の交付割につきましては減っております。

当初予算が増額した理由としましては、昨年度が第9期計画の1年目でして、国が提供する地域包括ケア見える化システムで推計した結果、交付割合が2%を切る見込みになりましたので、それを基に当初予算を計上しておりましたが、6年度の実績が、先ほど課長申し上げましたように2.14%でしたので、今回増えておるということになっております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

確認しておきたいんですが、その5%の調整交付金で、二一テン何がしかの国からの調整交付金が入るということは、その5%に足りない分については誰が払いますか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課管理グループリーダー。

○介護保険課管理グループリーダー（伊藤淳 君）

その差分につきましては、保険料で賄うことになります。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

1号、2号、どちらですか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課管理グループリーダー。

○介護保険課管理グループリーダー（伊藤淳 君）

第1号被保険者の保険料になります。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、あと次に、保険者機能強化推進交付金について伺いしたいと思います。

ここも増額になっているんですけども、なぜなっているのか。それとこれの用途というか内容ですね、伺いたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金につきましては、国から示された令和7年度の交付見込額を予算として計上しております。

強化推進交付金は1,462万5,000円で159万8,000円の増、努力支援交付金は3,246万4,000円で555万5,000円の増で、ともに当初予算としては昨年度と比較して増加となっております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

これまで交付金の取組に対しては、第9期計画を策定するに当たり、広域連合だけでなく2市に対しても交付金の評価が上がるように、指標を意識した取組を検討するように依頼をしておりましたが、意識した取組までにはちょっと至ってなかったところもありましたので、昨年度、指標の見直しを受けて、評価結果を運営委員

会に報告するとともにその結果を公表するようになりました。

運営委員会では実施できていない取組や、評価が低いものについて質問や意見を受けることで、指標への意識が変わり令和7年度の得点アップにつながったと考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

厚労省の多分指標というのが、こういうことをしたら点数が上がって、こういう交付金が頂けるというものがあると思うのですが、その今の御答弁だと、一体どのように努力して、何をしてもらったのかがちょっと分からないので、具体的にこういうところっていう事業とか分かりましたら伺いたいんですが。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

様々な、先ほど議員言われたように項目がありまして、その項目を達成すればこの交付金が頂けるということになりますので、その一つとしては先ほど言いました、その結果を公表する、介護保険の運営委員会で公表する中で、その中で御意見もらってというところで、公表するという面も得点アップにつながるところでございます。

あとにつきましては、両市の地域包括ケアシステムの強化のための高齢者の自立支援とか、重度化防止等に向けた取組、また介護予防とか健康づくりに対する取組という面につきましても、得点アップにつながったところのポイントでございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

自立支援と重度化予防というのがキーワードで言われてますが、それをやっぱり得点をいただくために何をしたのかというのが言えるように、また今後お願いしたいなと思いますのと、あとは1人当たりの介護給付費の抑制も割と求められてると思うのですけども、そことしてはどうですか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

議員おっしゃられるとおり、介護給付費の適正化という面も項目にございますので、昨年度はより適正化に向けて方策を策定、これは広域連合のほうで方策を策定しまして得点アップにつながったところでございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

詳しくは、質疑ですので、次に移りたいと思います。

今、私、1つずつ聞こうと思ったけど、両方をまとめて言っていたいたんですね。保険者機能強化推進交付金と、介護保険保険者努力支援交付金の両方言っていたいたということで理解します。

保険料について、伺いたいと思います。

この保険料をつくるに当たって、収納率ですとか滞納とか、前年度の状況ですとかを見てもいただいているのかな、僅か半年ぐらいしか見れないと思いますけど、計画どおりに置いてあるだけではないのかなと思いますので、この考え方について、まず伺いたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

保険料についての御質問につきまして、説明申し上げます。

現年度分の介護保険料は、第9期介護保険事業計画に基づいて、当初予算に計上しております。計画では3年の期間分を見込んでいますので、予算に計上する際には、計画書に記載の令和7年度の所得段階別加入割合補正後、被保険者数に保険料基準額等を乗じて算定しております。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

予算って秋に出すので、あまり1年間を見ることはできないと思うんですけど、やっぱり3年の会計年度みたいな3年間を見る中で、この真ん中の年というところで、特にだから今年度大きな変化はなく、計画どおり置くことで今回予算をあげられたのか、特にこういうことがあってちょっとここが工夫したとか、普通徴収と特別徴収の割合ですとかいろんなことで何か変化があったことはないということでは聞かせてもらっていいですか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

はい。7年度の予算につきましては、計画どおりの数値で置いております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

ここ最近の物価高騰その他で、普通徴収の方の滞納が本当にどんどん増えているというニュースもありますので、うちの広域としてはどうだったかなと思って、1

点確認させていただきました。

それから、利用料をこちらには入らないということですが、利用料区分というのがもし分かりましたら、1割負担、2割負担、3割負担で、広域連合の、広域住民のこの介護保険使ってらっしゃる方で、どういう割合かというのが分かったら伺いたいんですけども。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

利用料につきましては、利用者からは事業所のほうに納めていただく金額ということになりますので、うちの7年度予算のほうには反映されてこない数字になると思います。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

予算として反映されてこないから、そこら辺も分からないということですね。また違う機会でお聞きしたいと思います。

それでは、地域支援事業について、お伺いしたいと思います。

地域支援事業は広域連合ですので、それぞれの市で展開しておる事業なんですけれども、でも同じ広域連合なので、資料見ますと、鈴鹿がこういうことをやっている、幾らぐらいかかっている、亀山はこういうことやっている、幾らぐらいかかっているというのが分けて書いてもらってありますので、その事業を展開している特徴と、例えば両市に、これはもうちょっとこっちは頑張ったほうがいいとかそういう課題がありましたら伺ってきたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

歳出の地域支援事業についての御質疑につきまして、説明申し上げます。

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業から構成され、令和7年度当初予算8億2,446万5,000円を計上しております。

議員の御質問の鈴鹿市と亀山市で実施している地域支援事業は、内容に違いはあるのかについてですが、まず主なものとして、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業において、短期集中的にリハビリ指導を行う通所型サービスCでは、鈴鹿市では平成29年度から事業を実施しておりますが、亀山市においては、実施事業所による利用者の送迎の確保が困難なため実施ができておりません。

現在、亀山市は通所型サービスCの実施に向けて、市内介護サービス事業所に対し個々に事業説明を行い、改めて協力をお願いしているところでございます。

次に、任意事業の家族介護支援事業において、亀山市では介護保険サービスを利用せず、在宅介護を行っている御家族に対し慰労金を支給する、家族介護慰労金支給事業を実施しております。鈴鹿市では例年利用の実績がないことから事業の見直しを行い、平成30年度に事業を廃止しております。

本広域連合としましては、鈴鹿市と亀山市の事業の状況を個々に把握しながら、地域のサービスとして必要な事業に関しては実施を促し、また、地域支援事業を進めていくに当たり、鈴鹿、亀山、本広域連合の三者で情報共有を行い、よりよい事業になるよう努めております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

今、通所のC型のことは言っていました。それと家族介護のことは言っていました。

資料を見ますと、ほかにもたくさん事業があるかと思うんですけど、担当のほうでほかに特徴あるものがありましたら伺いたいんですけども。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課給付グループリーダー。

○介護保険課給付グループリーダー（岡田千麻子 君）

鈴鹿市、亀山市において、地域支援事業を実施していただいておりますけれども、個々には事業内容の実施方法には多少違いはありますけれども、事業の内容としては、鈴鹿市も亀山市も実施していただいておりますので、先ほど申し上げたもの以外については、内容については特に特徴はございません。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

内容については変わらないと伺いました。ではその回数であるとか、分量がどうい、そういう差がないのかどうか。人口の差もありますので、見ていくには計算も要るかと思えますけど、そこについては課題はありませんか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課給付グループリーダー。

○介護保険課給付グループリーダー（岡田千麻子 君）

鈴鹿市、亀山市において、それぞれの事業の開始というところで、スタートが同時に切れてない事業もありまして、特に地域づくり協議会、まちづくり協議会に働きかけている住民主体のサービス等については、やはりスタートの違いから、まだ進んでいないところもありますので、その点については、差は出ておりますけれども、ただ鈴鹿市も亀山市も、今、地域に必要なこととして働きかけていただいておりますので、その点については広域連合としては同じだと考えております。ただスタートが違うので、まだ進み方が違うと考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございました。

広域連合というやり方の特徴だと思うんですけど、両方がちゃんとやれてるかなというのは、見ていただく視点というのが必要かと思いますので、今回はちょっと聞かせていただきました。今後また見ていただきたいと思います。

最後の質疑に移ります。

議案第8号 鈴鹿亀山地区広域連合地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部改正について、この改正の内容について、まず伺いたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

条例の一部を改正する条例についての御質疑につきまして、説明申し上げます。

この条例改正は、国が定めている包括支援センターの運営等に関する基準の改正に伴うもので、従わなければならない国の基準の改正に合わせて、条例を改正するものです。

改正内容といたしましては、地域包括支援センターの職員につきましては、圏域の第1号被保険者数に応じて、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種それぞれを常勤職員で配置することとなっておりますが、この3職種の配置について配置が難しい場合には、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能にするもので、人材確保が困難な状態が継続しており、センターの運営に支障を来す場合などで、包括支援センター運営協議会が必要と認める場合に限り、複数の包括支援センターで合算して職員を配置することができるようになります。

あくまでも原則の配置基準に変更はなく、本広域連合において、センターの運営に支障を来すような状況にはありませんので、今回の改正による影響はございません。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

それぞれの地域包括支援センターで定められていたものが、広域で見てもいいよということだと思うんです。それは、同じ事業者間でという原則があるんですか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

でないと、ということではございませんが、やはり人的な調整というのは、違う法人ではなかなか難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

あと、飛び地、本当に隣り合ったら広域って分かりやすいかなと思うんですけど、例えばすごい飛んでてもできるのかどうか。同じ法人であれば。どうでしょうか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

人的に調整ができるということの今回の改正でございますが、やはり飛んでおると、やっぱり隣り合って近いところでないと、なかなか人的に調整するというのは、業務の中でも難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

先ほど局長に御答弁いただきました、この影響はないということは、この条例改正の意図するところは、例えば離島であるとか、本当にちっちゃな市町で、人がもう集められないとかそういう状況のための条例改正なのかなと私は理解しますので、鈴鹿、亀山という地域において、そういうことはないので、わざわざ例えば亀山なんかは同じ法人がやっていますので、じゃあもう亀山一つでやろうかみたいなことがあるのかなと思って心配はしたんですが、やはりそれぞれこの鈴鹿亀山広域連合の中では、こういうことが当たってはこないというふうに考えていいんじゃないかな。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

議員おっしゃられるとおり、本広域連合内におきましては、包括支援センターの職員というのは今のところ確保されておりますので、人材の確保は将来的な課題というのも、やっぱり専門職を置くというのはなかなか課題ではあるんですけども、議員おっしゃられるとおり、広域連合内では直ちに実施する状況ではないということでございます。

以上でございます。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございました。

○議長（船間涼子 議員）

これにて、福沢美由紀議員の質疑を終わります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

日本共産党の高橋さつきです。

通告はしていませんが、質疑のほうよろしくお願いします。

まず、介護給付費準備基金積立金について、令和7年度当初予算資料から質疑いたします。

17ページの一番最後のページになるのですが、介護給付費準備基金積立金の令和6年度末の現在高見込額が、約21億出てるんですが、これの同じちょうど1年前の令和6年度の当初予算資料では、同じその令和6年度末現在高見込額が、約18億だったんですけれど、その見込額ではあるのですが、3億のずれというのはどのようなことなのか、ちょっとお答えください。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

令和7年度当初予算資料17ページの介護給付費準備基金の令和6年度末現在高見込額が、令和6年度当初予算資料における、令和6年度現在高見込額から変動している理由につきましての御質疑かと思われますので、説明申し上げます。

予算資料の基金の現在高見込額につきましては、その時点における基金繰入金と、基金積立金の補正予算を含めた予算額と決算を反映しております。このため、令和6年度当初予算資料と令和7年度当初予算資料では、見込額は変わってまいります。以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

すいません。同じ1年前の同じ3月の議会のときの資料の中でも、それはずれが出てくるということなんですかね。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

そうですね。その間に決算等で、予算の残につきましてまた積み立てたりという作業も入ってまいりますので、額は変わってまいります。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

はい、分かりました。じゃあそしたら約21億というのが今の現状ということで理解しました。

次の質問を行います。議案第5号 鈴鹿亀山地区広域計画の策定について、質問いたします。

この説明資料のほうで、現在の社会情勢の広域連合の現状に合わせた表現にするというふうになっておりまして、広域計画の作成趣旨のほうで、地方分権を推進するというような文言が消えてしまって、「様々な社会情勢の変化にも柔軟かつ的確に対応できる、しなやかな地域社会を形成するために」というふうに言い換えられておるんですけれど、これはなぜこういうふうに表現が変わったのか。これによって何がどういうふうになるのか、お聞きします。

○議長（船間涼子 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

高橋さつき議員の広域計画の改正について、地方分権の言葉を変えた趣旨について、という御質問に対して、御答弁を申し上げます。

地方分権につきましては、地方自治体が地域課題の解決や地域づくりに対して、主体的に取り組めるための改革でございます。

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与ルールのルール化が図られたところでございます。

地方分権に関しては、もうある程度進んでおるというふうな判断をいたしまして、今後はさらに社会情勢の変化に対応しながら、地域の持続的な発展を目指し、地域

内の人々がそれぞれの土地で安心して暮らし、働き、育てることができるような社会づくりをしていくことが必要であると考えましたことから、このような表現にさせていただきました。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

今の御答弁の中から、地方分権はもう進んでいる。ある程度進んでいるから、表現を変えたというふうに聞き取ったのですが、その地方分権がほぼ推進できたから、次の表現に変わったというふうにとっていいのでしょうか。何かすいません、地方分権、地方が住民に一番近いところに、近いサービス、行政サービスを地域で決められるような表現であるかと思うのですが、これはもう推進できたから次の表現として変えたというふうにとっていいのでしょうか。

○議長（船間涼子 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

地方分権はある程度進んで、これからは地方創生に入っていくという判断をいたしまして、このような表現とさせていただきました。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

でしたら、私は何か地方分権がちょっと後退になったのかなというふうに思ったので、それはなく、推進してきているから創生の時代に入ったっていうふうに捉えたらいいんですね。はい、理解しました。

次の質問に行きます。

消費生活センター費なんですけど、款商工費、項商工費、目商工総務費の消費生活センター費についてなんですが、消費生活相談員が3名というふうになっている

のですけれど、この内訳というか、正規職員なのか会計年度任用職員なのか、その辺をちょっとお答えください。

○議長（船間涼子 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

消費生活センターの人員につきましては、正規職員であります所長が1名と、相談員の資格を有する会計年度任用職員が3名を配置しております。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

でしたら、この生活相談員は、3名とも会計年度任用職員さんということですね。

今、このだんだんちょっと相談とか複雑になってきていると思うんですけど、消費者被害とかトラブルの内容とか、複雑、多様化しているというふうになっておりますけれど、その防止とかの救済策はどのように取り組んでいく形になっているのか。ここのところにも研修負担金とかも書いていただいているんですけど、内容はどのような形なのか、お答えください。

○議長（船間涼子 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

消費者行政につきましては、議員おっしゃられますように、デジタル化でありますとか、高齢化の進展に伴いまして、社会、消費者を取り巻く社会情勢が刻々と変化し、消費者被害でありますとかトラブルの内容も複雑化、多様化しております。

このような中におきまして、当消費生活センターにおきましては、消費生活相談員のスキルアップに努めているところでございます。

具体的には、消費者庁の外部団体であります、独立行政法人国民生活センター主催の研修に参加するための、先ほど紹介いただきました負担金でありますとか、旅

費とか、そういうのを予算化しております。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

すいません。複雑化しているけれど、人数的にもこのまま3名ということで足りているのかなというふうなことで、会計年度さん、正規職員さんでなくても大丈夫なのですか、足りているのかなというところと、この研修のほうもどれだけ回数だとかそういったものは。

○議長（船間涼子 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

国民生活センター主催の研修につきましては2泊3日の研修で、3名全員の参加を計画しております。

また、研修以外にも、この相談する際に、全国の消費生活センターと国民生活センターをネットワークで結んだP I O - N E Tというシステムがあるんですけれども、そこで情報収集ができますので、そういうふうなシステム等を利用しながら苦情相談でありますとか、そういうふうな相談に当たっておるところです。

全国の消費者からの相談とかがデータとして集まってきますので、それを参考にしながら、また解決に当たっておるところというふうな状況でもございます。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

また、この多様化しているために、新しく研修なりなんなり取り組むことは、今回のこの今言われましたことなのか、例年ずっとやっておって来年度に新しく取り

組むことがあるのか、お答えください。

○議長（船間涼子 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

研修自体は、例年どおり研修費用を計上しております。

先ほど紹介させていただきましたP I O－N E Tというシステムがございますけども、それが令和8年度にリニューアルされますので、その関連で令和7年度にある程度環境整備が必要となりますので、その関連予算につきましては、令和7年度で新たに計上しておるというふうな状況でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

分かりました。ありがとうございます。

すごく複雑になって、相談の内容も多様化してるというふうに先ほども言われて、こういうふうに新しいことも取り入れてされていくっていうのはすごくいいかと思うんですけど、その3名の会計年度任用職員さんでというそこは足りておられるのか。資格は持ってみえるんですけど、正規職員じゃなく3名とも会計年度ということは、足りていくのかどうかというのがちょっと不安に思いますが。

○議長（船間涼子 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

現在の3名の相談員で、ちょっと件数はこの場では申し上げられませんが、今現在、寄せられている相談には対応できておるというふうな状況でございます。

○議長（船間涼子 議員）

それではここで休憩をいたします。

再開は13時といたします。

午前11時50分 休憩

午後01時00分 再開

○議長（船間涼子 議員）

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

日程により議事を進行します。

ほかに質疑のある方は、挙手をお願いします。

森美和子議員。

○森美和子 議員

森美和子です。よろしくお願いいたします。

議案第2号の一般会計の国庫支出金及び県支出金の、重層的支援体制整備事業の国の交付金が減額をされたと。ちょっとその理由がちゃんと聞き取れなかったもので、その点について具体的に教えていただけますか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

重層的支援体制整備事業の高齢者に係る分につきましては、各市町からの事前協議額が国の予算を上回ったということから、交付決定の留保による一部調整を行った結果、減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

森議員。美和子議員。

○森美和子 議員

各市町から出てきた、もう一回ちょっと言ってもらっていいですか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

各市町から事前協議ということで、上がってきた金額が、国の予定しておった予算を上回ったというところで、その交付決定を留保することによって、その辺を調整いただきまして、減額になったということでございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

そうすると、国のほうから減額するとかということではないということですか。

では、新年度予算での、議案第4号ですか。新年度予算でも、この重層に関しては、今年度よりも低くなってるんですけど、何かそういうことを見越して低くなってるのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課管理グループリーダー。

○介護保険課管理グループリーダー（伊藤淳 君）

補正の一部留保につきましては、来年度実績の段階で最終精算をして、もし不足があれば追加されますし、超過すれば返還するという流れになります。

令和7年度当初予算につきましては、今回の留保の部分については、特に意識して計上しておるものではございませんので、事業費に対する所要額を計上しております。

○議長（船間涼子 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

今年度で、市が行う事業に対しては超過してしまうということであれば、新年度の予算は、上げたほうがいいんじゃないかというふうに考えてしまったんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課管理グループリーダー。

○介護保険課管理グループリーダー（伊藤淳 君）

あくまでも国の交付金は事業費に対して負担割合等決まっておりますので、ちょっとそちらのほうについて、上げて予算を計上するというのはちょっと難しいです。ルールどおりの計上とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

ほかに質疑はございませんか。

では、質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。討論はございませんか。

中西議員。

○中西大輔 議員

中西です。全議案に賛成しますが、意見を述べさせていただきます。

議案3号、4号の部分というのが事業全体に関わってくるわけですが、一番気になってくるのが、その中では、やはり介護報酬改定の影響の部分というのが、質疑の中で取り組んでいただくということでしたが、やはりここ非常に重要なところですのでしっかり取り組んでいただくように意見します。

また、重層的支援のほうも、こちらのほうも消費生活センターが相談事業で別になっていますが、本来であれば地域の窓口となる部分も検討していただけると一番いいのかなと思いますので、その点もいろいろつながり方を検討していただくことを意見します。

そして、議案第5号の広域計画についてですが、こちらのほうも現状の中での計画ということで、今の時点で納得はしますが、将来的な関係性についてはもう少し両市の企画部門と深めていただく必要があるということ意見をさせていただいて、

賛成とします。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

ほかに討論のある方は、挙手をお願いします。

よろしいですか。

ほかに討論がございませんので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

まず、議案第1号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛 成 者 挙 手〕

○議長（船間涼子 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第1号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛 成 者 挙 手〕

○議長（船間涼子 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第2号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者 挙手〕

○議長（船間涼子 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第3号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者 挙手〕

○議長（船間涼子 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第4号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合広域計画の策定について、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者 挙手〕

○議長（船間涼子 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合広域計画の策定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者 挙手〕

○議長（船間涼子 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に議案第 7 号 鈴鹿亀山地区広域連合職員の旅費に関する条例及び鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛 成 者 挙 手〕

○議長（船間涼子 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第 7 号 鈴鹿亀山地区広域連合職員の旅費に関する条例及び鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号 鈴鹿亀山地区広域連合地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛 成 者 挙 手〕

○議長（船間涼子 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第 8 号 鈴鹿亀山地区広域連合地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 9 号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

それでは、議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について、説明申し上げます。

紙の議案第9号に係る議案書の1ページを御覧ください。

現在の監査委員である国分純氏が、本年3月31日をもちまして任期満了となりますので、後任の委員として上田寿男氏にお願いしようとするものでございます。

現在の国分氏におかれましては、4年間にわたり、代表監査委員として適切な御指導、御助言をいただいたことにつきまして、この場をお借りいたしまして、心より感謝と敬意を表するものでございます。

後任の委員としてお願いをいたします上田寿男氏におかれましては、令和7年2月から亀山市の監査委員を務められ、また、亀山市の代表監査委員にも選任をされるなど、人格も高潔で地方行財政全般にわたり御造詣も深く、監査委員として適任と存じますので、何とぞよろしく御同意をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（船間涼子 議員）

議案第9号の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案質疑に当たりましては一問一答方式で、質疑時間は、答弁を含め30分以内です。ので、厳守していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑ある方は挙手をお願いします。

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

1点だけお聞きしたいんですけれども、御予定の方が現在も亀山市のほうの代表監査委員に就任されているということで、言ったら自治体、関係自治体の中の監査委員兼任ということになるわけですが、この辺りは別に問題ないということだったんですか。すいません、ちょっと不勉強で教えていただきたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

前国分純監査委員もそうでしたけれども、兼任することに特に問題はございませ

ん。

○議長（船間涼子 議員）

ほかに質疑ある方は、挙手を願います。

質疑ございませんので、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船間涼子 議員）

討論ございませんので、これより採決に入ります。

議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について、本案を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（船間涼子 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意については、原案のとおり可決されました。

日程第7、一般質問を行います。

欠席の櫻井清蔵議員より、通告を取り下げる旨の連絡をいただいておりますので、一般質問の通告者は4名でございます。

通告以外の事項を追加しないように、また一問一答方式で、質問時間は答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますよう、お願いいたします。

なお、再質問の場合は、要点のみ簡潔に述べられるよう、特にお願いをいたします。

それでは質問を許します。

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

鈴鹿市、中西大輔です。通告に沿って一般質問のほうをさせていただきます。

まず大項目1点目、広域連合におけるDXの推進について、お聞きしたいと思います。

質問については一括で行いますので、答弁のほうよろしくお願いします。

今現在、両市職員管理などのシステムについてもデジタル化されていると思いますが、鈴鹿市と亀山市と広域連合の共通なのか、職員さんがシステムにアクセスする手法なども含めて、現在の状況をお聞きしたいと思います。

そして、鈴鹿市では総合計画2031の将来都市像で、「ひとがつながり DXで未来を拓く#最高に住みやすいまち」、として自治体DXを推進していますし、亀山市様のほうでは、福島県磐梯町の取組などを参考にされながら、亀山市行政DX推進計画を策定され、両市ともにDX、デジタルトランスフォーメーションを進めているところだと思います。

このような状況の中で、広域連合として、2市それぞれとDXに関しての連携というものを行っているのか。

また、DXに関しては、介護保険は一つの要素として出てくるわけですが、その面から両市と協議を行った実績があるのかを聞かせてください。

令和7年1月17日、厚生労働省で、第4回介護保険システム等標準化検討会が開かれ、そこから公開されている会議資料の中には、標準化仕様書第4.1版案の対応概要等というのがあって、その中、検討の論点として、1、介護分野におけるDXの推進への対応、2、地方税ポータルシステムのeLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取組への対応、3、介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の見直し、令和7年8月施行というのがありました、への対応。4、総合事業における継続利用要介護者への対応、5、高額合算自動償還への対応、6、令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応、7、主治医意見書作成料支払処理の電子化対応、8、標準化PMOツールの御意見等を踏まえた見直しが挙がっています。

それらに対する対応概要も記述されているわけですね。標準化PMOツールというのは総務省が構築した、地方公共団体のデジタル化を支援するための仕組みと聞いております。

そして広域連合の部分についてPMOツールを担当しているのは、鈴鹿市の情報政策課ということもお聞きしました。

そして、これらには、また全国意見照会結果も掲載されていて、全国の広域連合からの回答はゼロとなっていました。

非常に専門的な知識も必要とされる状況になっていると考えますが、現在の鈴鹿亀山地区広域連合におけるD X、自治体情報システム標準化への対応についてお聞かせください。午前中、質疑の中でも少し触れましたが。

そして、それに関してデジタル人材の確保と育成の状況について、自治体D X推進計画の中では、D X推進体制の構築の中にデジタル人材の確保、育成という部分があります。

亀山市様の行政D X推進計画にも記載されていて、「行政D Xを推進するために必要な、高度かつ専門的な知見を持った上で、行政の実務に即したデジタル技術の導入の判断や助言を行うことができる人材を確保するとともに、職員が自らデジタル技術を活用して課題解決できるよう、広く職員のデジタルリテラシーを向上させる必要があります。」と書かれています。広域連合ではどのような状況となっているのでしょうか。

人材の育成についても確保についても、介護保険を通じた福祉施策についての理解も必要ですし、それらとデジタルについての知識と連携させていくということも重要となってくるわけです。ということは、相応の人材配置の必要性が考えられるわけですが、また2市の関係課との関係も重要な点と考えますが、広域連合の考えについて、説明をお願いします。

情報共有と支援の在り方についてですが、地方創生2.0を検討していく方向性の社会には、「年齢を問わず誰もが安心して暮らすことを可能とする、医療・福祉等の生活関連サービス、コミュニティの機能を維持する。」があって、これには地域共生社会や重層的支援体制の構築と関連すると考えられます。

そして、基盤では「G X・D Xインフラの整備を進め、N F Tを含むW e b 3.0など急速に進化するデジタル・新技術を最大限活用する。」とあります。

今後、D Xの視点から、広域連合だけでなく、当然のことながら両市で行われている各種事業から得られる情報や、デジタル端末などを通じて得られる情報などから、誰一人取り残さない取組として、重層的支援の一環となるような事業ということを構築していくことも考えられるわけです。

そこで、現在は別自治体として、別の地方公共団体として存在している広域連合と鈴鹿市、亀山市ですが、介護認定などを通じて得られる情報などについて、共有の現状はどうなっているのか。また共有するに当たっての課題点の説明、得られる情報を通じた支援についての考えであったり取組の状況、現状をお聞きしたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、まず広域連合におけるD Xの推進についての御質問の既存の職員システムは両市と共通なのかとの御質問につきまして、答弁申し上げます。

広域連合の内部情報システムは、鈴鹿市、亀山市と共通のシステムとはなっておりません。鈴鹿市、亀山市と同じシステムを採用している業務もございますが、そのシステムにつきましても、それぞれが必要に応じてカスタマイズしており、全く同じシステムにはなっておりません。

内部システムへは、職員ごとに付与されたアカウントを用いてアクセスしています。

また、鈴鹿、亀山両市のD Xとの連携状況についての御質問につきましては、現在のところ、鈴鹿、亀山両市のD X関連部署との連携は行っておりませんが、情報収集を行い、広域連合でも取り入れることができるようなものがありましたら、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、D X自治体システム標準化への対応について、答弁申し上げます。

D Xにつきましては先ほど答弁しましたとおり、広域連合でも取り入れることができるようなものがありましたら、検討してまいりたいと考えております。

自治体標準システムへの対応につきましては、議員の質疑で答弁いたしましたが、令和7年度から2か年をかけて、令和9年1月の稼働を目指して、作業を進めております。

続きまして、広域連合におけるD Xの推進について、御答弁申し上げます。

広域連合におきましても、デジタルに精通した人材は必要であると考えておりますが、専門の職員を雇用する予算の確保は難しい状況でありますことから、構成市であります鈴鹿、亀山両市の人事担当との会議の場において、デジタルに精通した職員の派遣を依頼しております。

続きまして、情報共有との支援の在り方について、答弁申し上げます。

介護認定データ等の共有につきましては、従前から国民健康保険団体連合会が、高齢者の医療保険の状況や保健・検診の状況、介護保険の認定や給付の状況という、各統計データを活用できるシステムを提供しており、分析などの作業をすることが

できます。

このほか、国が提供する地域包括ケア見える化システムを利用することで、介護サービス等について、団体間の比較を行うこともできます。

広域連合からは、毎月事業報告を作成する際に、高齢者人口や認定者数といった基礎となるデータを両市に提供するとともに、随時の情報提供依頼にも対応しており、両市への情報発信に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

中西議員。

○中西大輔 議員

ありがとうございました。連携がまだされていないということですが、こちらのほう、いろいろなことをしていこうと思うと、いろいろなコストがかかってくる。大きなコストがかかるということは、これはもう自治体DX全般に言われていることで、現在鈴鹿市と亀山市の間にあると言っていい広域連合で、その部分をしっかりやろうと思うと、相応のコストがかかるということが予想されるということが今の答弁で分かりました。

その点について早く連携をしないと、標準化システムが、令和9年、両市、両市というか鈴鹿市の話でいうと、令和9年を目途にということで進められていくわけですが、そのそのごがあってもまた余計なコストが発生することも避けないといけないというところですので、しっかり取り組まれるべきかなというふうに今の答弁から感じました。その点のほう、よろしくお願いします。

それでは、大項目の2のほうに移ります。

鈴鹿亀山地区広域連合の今後について、お聞きしたいと思います。

私自身、過去の広域連合の一般質問においても、解散という視点から、広域連合の考えについてお聞かせいただいたことがあります。そのときには、広域連合としてのスケールメリットがあるという点についての説明や、最終的にはそれぞれの議会での判断という趣旨の答弁があったことを記憶しています。

そして、当時から鈴鹿市議会の中でですが、党派を超えて、この鈴鹿市の福祉と、福祉政策と広域連合の関係はどうだというふうなことを含めた議論というか話をしていたことも記憶しています。

そこから時間がたって、御存じいただいていることとは思いますが、鈴鹿市議会では、令和6年度に鈴鹿亀山地区広域連合検証特別委員会が設置されて、鈴鹿市としての視点から、広域連合の在り方ということについて議論を行ってきたわけです。

そして、昨日最終日だったわけですが、池上議長から末松市長に提言書が渡され、その中で、鈴鹿亀山地区広域連合の在り方については、解散も含めた抜本的な見直しをするよう、提言の文言の中に入っております。

また、特別委員会のほうでは、行政視察で大阪府四條畷市を訪問させていただいて、四條畷市、門真市、守口市で構成されていた、くすのき広域連合の解散について話をお聞きしました。

お手元にこちらのほうの議員さんの個人の報告というか、あるんですけども、こちらのほうは、四條畷市議会議員の長畑浩則さんの個人報告になりまして、この方、くすのき広域連合の解散に大きく関与されていらっしゃる方です。

こちらの方、長畑さんの報告の中では、介護保険の不均衡ということに着目した内容になっておりますが、これまで鈴鹿亀山地区広域連合で、このような算定であったり見積りということが行われたことがあるのか、遡ってできる範囲での数字があればお聞きしたいと思います。

また、くすのき広域連合解散について、関係自治体規模なども似た部分のある鈴鹿亀山地区広域連合として状況を把握しているのか、併せて見解をお聞きしたいと思います。

次に、国では2005年の介護保険法改正から、地域包括ケアシステムという言葉が使われ始めて、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、午前中の質疑の中でもありましたが、いわゆる2025年問題に対応するため、2014年の医療介護総合確保推進法以降、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築が推進されたわけです。

そのためには、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要ということも記述されています。

そして、2016年のニッポン1億総活躍プランの中で、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現。」する流れになりました。

そして、2021年社会福祉法の一部改正で、重層的支援体制の構築の方向性が示さ

れました。

つまり、現在の介護保険も含めた福祉政策というのは、それぞれの地方公共団体で取り組む課題であり、住民自治とも密接な政策になってきていると考えられます。

ですが、鈴鹿市と亀山市の両市の間では、もう一つの地方公共団体として、広域連合が地域包括支援センターの設置や運営、重層的支援体制構築に関わる形になっています。

このことがいろいろなひずみを生んでいるようにも考えるところです。

ここで大切なことだと考えますが、行政としての業務の視点だけではなくて、やはり被保険者や事業者も含めた市民の皆さん、住民の皆さんへの対応がしっかり取られなければいけない。

またそこに自治体DXも入ってくると考えるのですが、広域連合として、このような動きと業務との関係をどのように考えているのか、実情も踏まえて説明をお願いします。

そして、冒頭にも言いましたが、鈴鹿市議会での鈴鹿亀山地区広域連合検証特別委員会の動きを受けて、広域連合としてどのような見解をお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

特別委員会では、鈴鹿市長寿社会課から提出された資料がありまして、一部の抜粋となりますが、広域連合のあえて懸念点という表現させていただきますが、それとして、地域包括支援センターとの連携について、広域連合が法人に直接委託のため、市と業務の範囲や役割分担が分かりづらく調整が難しい。地域支援事業について独自で実施したほうが効果的。介護予防に関するサービスが市へ委託されているものと、広域連合が実施主体のものが混在しており、連携した効果的な事業実施が困難となっている。介護保険データは広域連合が保有しているため、データを活用した介護予防が難しい。地域密着サービス事業者の指定や監督は広域連合が行っており、入所施設等に対する指導や苦情相談の対応について、広域連合と市の間でそごが生じているなど、地域包括ケアシステムの推進に伴うに当たっても課題があるとされています。

経費や事務の負担という部分では、議会や総務課の事務事業、介護保険事業計画と高齢者福祉計画を一体的に策定することが困難である。予算の流れが複雑で、柔軟な対応が難しいことがあるということですし、介護保険料の賦課徴収事務においても、市独自で進められないこともあるということです。

これらのことから、被保険者の皆さんをはじめとした、市民の福祉の向上の取組

はもちろん、DXの推進も含め、効率的な行政運営の面からも広域連合の今後について、広域連合として、独自で検証や議論があってよいと考えます。

そこで、今回鈴鹿市の特別委員会の動きを受けての、広域連合としての取組と考えをお聞きしたいと思います。

また、連合長と副連合長の考えも併せてお聞かせいただきたいと思います。
お願いします。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、鈴鹿亀山地区広域連合の今後についての御質問の、広域のスケールメリットと保険料の算定についての御質問につきまして、答弁申し上げます。

まず、介護保険料は、保険者が3年を計画期間として策定する。介護保険事業計画の中で算出し、計画期間中は、算出した保険料で介護保険事業を運営することになります。

保険料の算出は、国が提供する見える化システムを使用して作業を行います。

まず総人口、被保険者数、各サービスの実績値といった将来を推計するための基礎となるデータを入力し、推計方法を選択することで、計画期間に必要なとなる保険給付費の見込みなどが推計されます。

保険料は推計した事業費を基に、65歳以上の第1号被保険者の見込みから、1人当たりの必要保険料を算出することで、計画期間における保険料を決めます。

この保険料を両市分、それぞれ算出することにつきましては、見える化システムが、広域連合、鈴鹿市、亀山市とそれぞれにIDが付与されており、広域連合がログインして作業できるのは広域連合分に限られていることから、鈴鹿市、亀山市の保険料がどの程度になるかなどは算出できません。

なお、算出の基礎となる介護保険事業の各サービスの実績値等のデータは、国から広域連合で介護保険を実施している市町村に対しては、構成市町村単位のデータが提供されております。

続きまして、地域共生社会の実現、重層的支援体制の構築などの国の動きは、地方公共団体での住民自治も含めた課題へと動いているが、その中での広域連合としてどのように考えているかにつきましては、広域連合と鈴鹿市、亀山市では、第9

期介護保険事業計画と両市の高齢者福祉計画を一体的に策定することが、法律で定められております。

このため、計画を一体的に策定するため、計画における基本理念を地域包括ケアシステムの構築として共有するとともに、両市の高齢者福祉計画における各取組を、介護保険事業計画の地域支援事業で実施する各取組に落とし込むことで整合性を持たせております。

なお、重層的支援体制整備事業につきましては、質疑でも回答いたしましたが、子供、障害者、生活困窮者といった重層的な支援体制を構築するものは、両市になります。

最後に、鈴鹿亀山広域連合の今後についての御質問の、鈴鹿市議会の広域連合検証特別委員会の動きを受けての考えは、くすのき広域連合解散についての見解も含めとの御質問につきましては、鈴鹿亀山地区広域連合は、鈴鹿、亀山両市で合意形成が図られた事項について取り組む特別地方公共団体でございますので、両市及び両市議会に対して意見表示することはできません。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

中西議員。

○中西大輔 議員

今の見解を受けて、連合長、副連合長の見解もお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（船間涼子 議員）

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

それでは、鈴鹿亀山広域連合の今後についての御質問の、鈴鹿市議会の広域連合検証特別委員会の動きを受けての連合長としての考えは、との御質問につきまして、答弁を申し上げます。

鈴鹿亀山地区広域連合は、平成11年6月1日の設立以来、社会情勢や介護保険事業制度の変化にも対応しながら、構成市と連携をし、事業に取り組んでまいりまし

た。

今後につきましては、先ほど事務局長が申し上げましたとおり、本広域連合は、両市の協議に基づき設置をされた特別地方公共団体でございます。このため、両市及び両市議会の意向に沿って設立されたものであり、広域連合長として、具体的な見解を申し上げるものではないと考えております。

ただし、鈴鹿市議会においては、特別委員会で議論がなされ、本広域連合の在り方に係る提言もなされておりますので、今後、構成市である両市及び両市議会における協議の経過を踏まえ、その意向に沿って対応していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

副広域連合長。

○副広域連合長（櫻井義之 君）

平成11年に本広域連合が設立をされまして、この設立に当たっては、今答弁ありましたけれど、この両市、市議会、それぞれの合意形成の下に、今日までこの2つの事業が適切に展開されてきたというふうに承知をいたしております。

あわせて、鈴鹿市議会さんで特別委員会での御議論があって、鈴鹿市さんのほうに昨日提案されたという報道は承知をさせていただきました。内容については、把握を現時点でいたしておりません。

しかしながら、現時点で、先ほど連合長申されました、この鈴鹿、亀山、両市で合意形成が図られた事項について取り組むこの特別地方公共団体でございますので、当然鈴鹿市さん、市議会からのこの御提言に対して、鈴鹿市さんから何らかの意思表示もあるのかないのか、現時点ではちょっと把握できませんけれど、いずれにいたしましても非常に両市にとりまして、極めてデリケートな問題であろうと思いますし、今後に対しても丁寧に様々な対応をする必要があるのではないかというふうに、現時点では感じさせていただいておるものでございます。

それ以上は、それ以上でもそれ以下でも、現時点ではございません。

○議長（船間涼子 議員）

中西議員。

○中西大輔 議員

連合長、副連合長、ともに御答弁ありがとうございました。

副連合長の答弁のほうに、平成11年からということが入ってました。それから時間も大分流れて、先ほど申しましたが、介護も含めたこの政策というものは大きく転換してきていると思います。

そういう意味で言うと、やはりこの介護保険をする鈴鹿亀山地区広域連合という、この特別地方公共団体の在り方自体が、時のアセスメントが行われるべき時期に入っているのではないかなと、私は考えます。

そこで、鈴鹿市の特別委員会の考え方のほうも支持するものです。

今後とも非常に難しいとは思いますが、その点について、両市にとって、両市の市民の皆さんにとって、よりよい地域の在り方ですね。福祉は高齢者だけではなくて、先ほど答弁にもありましたが、子供も障害者もいろんな方に向けて全ての人ですから、その視点を持って、地域包括ケアシステムを考えていただいて、その中で地域包括支援センターの在り方であるとか、その点もしっかり検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

これにて、中西大輔議員の一般質問を終わります。

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

日本共産党の高橋さつきです。

大きく2点、質問させていただきます。

まず1点目、第9期介護保険事業計画について、第9期介護保険事業計画の進捗と課題について、質問いたします。

この9期計画では、地域包括支援センター、各市と連携して複雑化、多様化した課題への対応や認知症施策、介護予防施策を推進するというふうに書いてありましたけれども、今、1年目終わる時期で、この今現段階で計画どおり問題なく進んでいるのか、大きな何か見えてきた課題とかがあったら教えてください。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、第9期介護保険事業計画の進捗と課題についての御質問につきまして、答弁申し上げます。

地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能型居宅介護の2事業について、第9期計画の中で両事業とも整備数1か所の施設整備を行うとしています。

整備を進めるに当たり、令和6年度にサービス事業者の公募を行いました。事業者からの応募はございませんでした。

事業者からは、介護職員、看護師等の資格を持った人材の確保が難しいとのお声をいただいております。サービス提供基盤の整備につきましては、令和7年度も引き続き公募を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

基盤整備のほうをちょっと今頑張ってもらっているけれど、やはり人材確保に難しい状況という形なんですかね。はい、そうですね、今後、後のほうでも質問させてもらいますけれど、デイサービスとかヘルパー事業所とかのそういったことも今後が厳しくなってくるんじゃないかな、足りなくなってくるんじゃないかなというふうにちょっと私は危惧しているんですけど、今まだ、今の段階ではそこで、今の見えてきている課題はそこであるということで分かりました。

次の質問に行きます。

情報弱者への配慮について質問いたします。

この第9期介護保険事業計画というのは、ホームページで見ることができるということで、私たち議員とか関係機関とかは、こういう紙媒体のこれですね、渡していただいているんですけど、広域の住民の方々の閲覧方法とかはまずその現状どうなっているのか。例えば紙媒体を希望する方へとかの対応とか現状を教えてください。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、計画における情報弱者への対応の御質問につきまして、答弁申し上げます。

第9期介護保険事業計画の計画書の冊子は、400部を印刷しております。

この冊子の配布先は、両市の議員各位をはじめ、両市の関係部署や策定に関わっていただいた策定部会の委員、認定審査会の委員、地域包括支援センター、地域密着型サービス事業所などで、350部程度を配布しております。残りは議員の改選や、委員の交代があった際に配布するための予備としております。

第8期までは600部を印刷していましたが、両市からの負担金を少しでも削減するため配布先を精査し、第9期は印刷部数を削減しています。

住民の皆様に対しましては、ホームページにデータを掲載するとともに、窓口の閲覧用の冊子を設置することで対応しております。

住民の皆様にも冊子を配布することができればよいのですが、費用対効果の観点から、窓口での配布は実施しておりません。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

窓口では見れるけど配布はされていないというふうにお聞きしましたが、自分も含めてすごくアナログなので、高齢者の方々とかはやっぱり若者の人たちに比べてネットとかを利用する頻度が低いことであるとか、低所得の世帯の方とかは、どうしてもそういう環境にアクセスする機会が限られているような環境になっていると考えますので、やっぱり高齢者の方が自分事のこの関係する計画でありますので、ホームページでしか見られないっていうことは私は配慮が足りないのではないかなというふうに感じます。

近隣市では、四日市とか津市のほうに確認させてもらおうと、市民とか市外の方と

か問わずに、紙媒体を希望される方には配布するし、郵送もしますということでありましたので、この広域のほうも希望される方に紙媒体とかを渡してあげてほしいんですけど、ちょっとこの400部にもう少し、確かに前回の8期まで600部ということでありましたけれど、ちょっとしたことだと思うんですけど、そういった配慮というのはできないですかね。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

そうですね、ホームページ等でデータを見ていただくことはできますし、窓口に常に閲覧用の冊子を設置しておりますので、そちらのほうで見ていただく対応をしております。

議員言われるように、欲しいという方、今のところそんなにお声は広域連合には届いておりませんので、今のところ配布ということは予算削減の観点からも考えておりません。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

いや、欲しいっていう方はあんまり声が聞こえてこないということでしたけれど、欲しいと言われた方に渡せるように、少し予備を、あればいいことだと思うんですけど、その辺また検討していただきたいなと思います。

次の質問に行きます。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることについての、デイサービス・ヘルパー事業所の現状について、質問いたします。

10月議会のほうでも、介護報酬の改定による訪問ヘルパー事業所の影響について、質問をさせていただきましたが、もう一度ちょっと確認の質問をさせて、今回はデイサービスのことも含めて、質問いたします。

ずっと介護保険創設以来、サービスの削減とかを続けて繰り返されてきたため、

本当に今大変な状況だなというふうに感じるのですが、全産業平均よりも月6万円ほど低いですし、有効求人倍率も14倍を超えるというふうに聞いております。人手不足になっているというふうに聞いてますけれど、訪問介護、ヘルパー訪問事業所なんかの4割の事業所が赤字に陥っているのに、昨年、基本報酬2から3%マイナス改定というふうにされたことによって、昨年、たった1年で、全国の介護事業所の倒産、休廃業は過去最多の784社というふうになっているというふうで、そのうち訪問介護は529社と一番多いんですね。次いで通所デイサービスの会社が126社というふうになっていると聞いています。

10月議会のときに、移転などによる廃止が2件で、報酬改定の影響ではないというふうにお答えがあったんですけど、そのときからもやっぱり状況は悪化していると思いますし、厳しい状況ずっと続いていますので、この今の現状をどのような現状なのか、デイサービス・ヘルパー事業所の休廃業などの現状はどういうふうな状況になっているのかをお聞きします。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、デイサービス・ヘルパー事業所の現状についての御質問の詳細につきまして、答弁申し上げます。

本広域連合が指定を行っております介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスを提供する訪問介護事業所につきましては、管内の事業所で、令和6年4月1日から2月末までに廃止の届出がありましたのは、圏域外への事務所移転のための廃止が1件、別法人への事業継承のための廃止が1件、利用者少数のための廃止が1件の合計3件でございました。

また、令和4年4月1日（後に「令和6年4月1日」と訂正あり）から2月末までに、6件の新規指定の申請がございました。現在の事業所による訪問介護サービスについては、利用者数に対応できるサービス量は確保できていると考えております。

また、鈴鹿市、亀山市の令和6年11月の通所介護事業所、デイサービスの定員数と利用日数のデータから割り出した稼働率は、地域密着型が稼働率49.3%、通常規模が稼働率60.8%、全体での稼働率では59.4%となっており、通所介護事業に関し

ても、必要な事業量は確保されていると考えています。

事業所からは、物価高騰や最低賃金の上昇があり、今回の介護報酬改定による影響もあって、事業所の経営がどんどん厳しくなっているとお聞きしております。また、常勤の介護職員の確保が難しいとお声もお聞きしております。

本広域連合としましては、圏域内事業所からの相談があった場合には、経営に関する相談や加算に関する相談等、介護保険課指導グループにて丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

すいません。先ほど答弁の中で、新規指定の6件の申請がございましたというところは、令和4年と言いましたが、令和6年4月1日から2月までに申請があった件数でございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

訪問ヘルパーのほうで、移転とか法人が変わるとかで1件ずつの、これ10月のほうに言われとった2件だと思うんですけど。もう一個が利用者の方が少なく、廃業になったところというのが、ごめんなさい、1件でしたっけ。1件で。全体で3件ということでありました。

こちらで調査したところのとはちょっとずれが出てきてるので、ちょっとこちらで調査した数のほうを言わせてもらおうと、訪問ヘルパー事業所の失効が1か所で、廃止、移転、廃止で、廃止の中の移転、こちらと同じかも分かんないんですけど、移転の1か所を除いて、5か所廃止しているところがあるというふうに聞いているんですね。なので、全体で失効が1か所、廃止が5か所という形で、6か所出てくると聞いているんですよ。それはもうこちらの何かずれがあるのかも分かんないんで

すけど、あと現場のケアマネさんに聞いたんですけど、今、訪問介護、ヘルパーさんのところが対応できている、足りているというふうにおっしゃられましたけれど、現場のケアマネさんからは、訪問介護の協会からもちよつと訴えてはいるということと、訪問ヘルパーさんのことは本当に何とか今しないと、大変なことになるというふう現場で大きな問題になっているというふう聞いています。

あと、要介護と要支援の単価が違うために、単価が低い要支援の利用者の仕事を断る事業所が増えてきているということも聞いています。要介護の人が要支援になった途端に入れなくなるケースもあるというふう現場のほうからは聞いてるんですね。要支援ばかりを担当する包括のケアマネさんのほうからも、訪問ヘルパーさん自体が高齢の方が多いので、その方々の中で、やっぱり体調不良のときが起こったときに代わる人がいない、なかなかそれを探すのに物すごく苦勞するというふうに、もう今ぎりぎりの状態だということを聞いています。

何か今のお話を聞くと、何かちょっと申し訳ないんですけど、対応できている、訪問ヘルパーの事業所のこと、そういう介護の支援のほうも対応できているとか、デイサービスのほうも対応できているというふうにお聞きするんですけど、だけど、この現場の声を聞くと、ちょっと現状を認識されているのかなというふうに私は感じるんですけど、全体を把握をされているとかそういう何か、そういう声が上がったところだけではなくて把握はされているんでしょうか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほど議員言われました廃止の件数の件なんですけれども、これはあくまで私どもが言いました件数については、市、こちらのほうの広域連合で指定をしておる事業所の件数でございますので、県が指定しているところとかそういうところがありますので、その違いが出てきていると思います。

あと、ヘルパー事業所、あとデイサービスの事業所、各協議会がございますので、そちらのほうとは定期的に話し合いはさせていただいております。そこから議員おっしゃるとおり、経営が大変だとか、物価高騰のあおりを受けているとか、あと最低賃金も上昇したのでなかなか経営が難しいとか、議員おっしゃるように介護人材のやっぱり不足っていうのは問題としては聞いておりますので、私どももそれが全て

対応できているというわけではなくて、そういう問題は把握しておりますので、各事業所からのそういう御相談に関しては丁寧に対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

さっき午前中にも挙がりましたが、やっぱり本当に経営に対する相談であったりとか、加算の説明であったりとか、しっかり支援のほうをしていていただきたいんですけど、やっぱりその支援するにもまず、全体の現状がどのようになっているかという全体をしっかり把握していただくことがすごく大事だというふうに感じるんで、次の質問なんですけど、この事業所や利用者さんとかの聞き取り等の調査がすごく大事なんじゃないかというふうに私は感じます。

施政方針の中でも、次期計画に向けて被保険者と事業所とかにアンケート調査を実施すると。それを踏まえてニーズを明らかにして、将来を見据えた地域包括ケアシステムの体制強化をしていくというふうに書いてもらってありました。

とするならば、今までの9期に採ってもらっているようなアンケートでは、ちょっと運営状況の困り事とか、本当に逼迫状況というか、事業所全体の不安などそういう、そういったものがなかなかこうつかみにくいんじゃないのかなというふうに私は感じるんです。

やっぱり住み慣れた地域で、安心して安全で暮らしていけるようにするには、訪問介護、デイサービスもそうですけれど、もう在宅介護の要になるところでありますので、よりその事業所が抱える問題点とかをより具体的な聞き取りにしていくべきと考えるのですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、事業所、利用者家族への聞き取り等の調査について、御質問につきま

して答弁申し上げます。

事業所、利用者家族への聞き取りなど調査につきましては、令和7年度に行う第10期介護保険事業計画策定に向けたアンケートにおいて行っていきたいと考えております。

アンケートの内容につきましては、国が必須項目として挙げてくる質問事項に加えて、両市の高齢者福祉政策に必要な質問を加えると膨大な量のアンケートになってしまうため、アンケートにお答えいただく方がお答えしやすいアンケートの項目量に調整を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

そのアンケートの内容は、国からの必須項目があるということと、あと、要は、検討に入れていただく形なのも無理なのかな、どうなのでしょう。

あとちょっとごめんなさいね。今回、さっき午前中も言われましたけど、鈴鹿市議会のほうでデイサービスの支援について、国の意見書を求める請願が出て、そこの中にとっても具体的な内容のアンケートがあったんです。デイサービス事業所全体の現状とか危機感がすごく分かるので、ちょっとこれ紹介したいと思うんですけど。鈴鹿市デイサービス事業所連絡協議会が会員に対して採ったアンケートなんですけど、約5割の事業所において利用者が減少し、通常の賃金引上げができない事業所が全体の約4割、通常の賞与が支給できない事業所が約3割、さらに物価高騰で収支が悪化している事業所は約7割、利用者負担を考慮して、食品の値上げを行っていない事業所は約8割、食材費や光熱費の高騰などにより非常に運営状況に厳しい状況であって、約5割の事業所が人材不足に直面している。そしてその3割の事業所が存続できないというふうに回答していて、約5割が存続はできるが、現状よりは悪化する。もう全体の8割の事業所が不安を抱えているというふうに、すごく具体的で、現状が分かるようなアンケートを採られておるんですね。

こういった、これデイサービス事業所なので、それよりも倒産休廃業が多い訪問ヘルパー事業所はさらに深刻だと思うんです。こういった具体的な実態調査をやっぱり入れていくべきではないかと思うんです。そういった、確かに膨大にアンケー

トがなるので大変なのはよく分かるんですけど、そういったアンケートの中に組み込むようにちょっと検討していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

議員おっしゃられる、今デイサービス連絡協議会のほうで採られたアンケートについては、こちらにデータも頂いております。そちらのほうも、担当者間で情報共有しておりますし、ですからそのデータを頂いて見せていただいておりますので、その面も含めての今後の計画策定についても考えていかなければならないという問題意識は持っておりますので、それで進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

先ほどのやつは、データを持ってもらってるということでありましてけれど、訪問ヘルパーの事業所のそういったアンケートというのはされてはないんですよね。あるんですか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

デイサービス連絡協議会さんはデイサービス連絡協議会さんで登録の会員の事業所に採っていただいておりますので。ヘルパーさんは採っていただいておりますとは聞いておりませんので、でもヘルパー事業所さん、ヘルパーの部会さんとはお話しはまたさせていただきますので、そういうお声はまたお聞きしたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

高橋議員。

○高橋さつき 議員

声聞いていただくのは本当大事だとは思いますが、やっぱり全体を知っていただいてからの支援も大事だと思うので、次期計画にそういったしっかり実態調査してもらったのを計画反映していただきたいと思います。

介護難民もあってはいけませんし、介護離職もさせないようにしてほしいですし、介護する側も介護される側も、やっぱり大事にされるような、そういった広域のところだけでもしっかり守っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

これにて、高橋さつき議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は14時15分といたします。

午後02時05分 休憩

午後02時13分 再開

○議長（船間涼子 議員）

それではちょっと早いですけれど、そろいましたので、休憩前に引き続き、会議を開かせていただきます。

日程により、議事を進行いたします。

田中通議員。

○田中通 議員

皆さん、こんにちは。議席番号2番、田中通です。通告に従い、一般質問させていただきます。

まず初めに、圏域内2市の要介護認定率比較について、お聞きします。

両市の要介護認定率について、検証の期間や検証の頻度について、どのようなチェック体制がどのように運用されているのか、教えてください。よろしくお願いします。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、圏域内2市の要介護認定率の比較についての御質問の両市の要介護認定率の検証の期間と頻度の御質問につきまして、答弁申し上げます。

要介護・要支援認定率の実績値の検証は、毎年度、介護保険事業計画の進捗管理の中で、7月に開催する介護保険運営委員会で前年度の実績の検証を実施しております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

田中議員。

○田中通 議員

御答弁ありがとうございました。毎年度7月ということでした。

続きまして、要介護認定率に偏りがある場合について、お聞きします。

私の資料、1-01が配付されてると思いますが、御覧ください。

こちらは、2024年9月4日に鈴鹿市議会、鈴鹿亀山地区広域連合検証特別委員会に、鈴鹿市長寿社会課から提供され、9月11日に開催された同委員会の資料として公開されたものです。

続きまして、資料1-02は、それを基に私が作成したものです。

データを入手できたのは9年だったんですが、9か年にわたって、全て鈴鹿市のほうが認定率が低いです。その数値の検証と認定率だけではちょっと分かりにくいので、両市の認定率の差が、鈴鹿市の場合だったらどのような人数になるのかを計算したものです。

もし鈴鹿市の認定率が亀山市で運用されていたら、どのような数字になるのかを計算し、実際の亀山市の認定者数との差を出してみました。

上から3つ目の表がそれなんですけど、平成27年度は282人の差があり、直近の令和5年度につきましては59人に推移していますが、鈴鹿市のほうが認定率の低い9か年だけでも合計すると、実に1,800人、1,800人年の差が出ていました。

この偏りの原因をいかに考察し、いかに評価しますか、お聞かせください。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、要介護認定率に偏りがある場合についての御質問のうち、原因の考察の御質問につきまして、答弁申し上げます。

認定率は、一般的に高齢化率が高く、特に介護サービスに対するニーズが高い75歳以上の高齢者の割合が高いと高くなる傾向にあります。このため、介護保険事業計画に掲載しているとおり、鈴鹿亀山管内においても10の圏域がありますが、それぞれの圏域の地域性によって、認定率は大きく異なります。

広域連合では、圏域別のものを市単位で算定して、鈴鹿、亀山市の認定率として、計画に掲載しています。2市の認定率が同じでないことは認識していますが、広域連合は、鈴鹿市、亀山市全体の介護保険を担当する保険者であることから、2市の認定率に差があることに問題があるとは考えておりません。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

田中議員。

○田中通 議員

御答弁ありがとうございました。

認定率は地域性というものと、あとその数値の差については、問題があると認識されてないということでした。

鈴鹿市側の特別委員会での視察で行きましたけれど、広域連合を解散した四條畷市などは、他市とのその差があまりにも違っていたということがありました。

もし、鈴鹿亀山地区広域連合において、この偏りがさらに大きくなった場合、想定している対応策などはあるのでしょうか。お答えください。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、偏りへの対応の御質問につきまして、答弁申し上げます。

要介護・要支援認定は、被保険者からの申請に基づき、主治医の意見書と認定調査員の調査の結果を合わせて認定審査会が介護度を判定する、公平公正に認定を行う制度になっております。このため、構成市の認定率に差が生じた際に、保険者として具体的に対応ができることはありません。

介護保険は、一度認定を受けると多くの方は使い続けます。高齢化の進展により、高齢者数は今後も増加し続け、介護保険に対するニーズがこれからも高まっていくことが見込まれております。

広域連合としては、両市の介護保険の保険者として、将来にわたり持続して安定的に介護保険が運営できるように両市に協力をいただきながら、介護予防の取組を推進し、高齢者の自立支援、重度化防止を図ることにより、将来の給付費の抑制に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

田中議員。

○田中通 議員

御答弁ありがとうございました。認定審査会において審査しているということで、適切な運用に努めていただきたいと思います。

それでは、大項目の2つ目、消費生活センターの広報について、お聞きします。

消費生活センターの広報について、現状と課題について、お聞かせください。

それと、対外的に行っている出前講座についても、実施回数などお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

消費生活センターの広報の現状と課題につきまして、答弁申し上げます。

消費生活センターの広報については、年2回の広報紙の発行、広域連合ホームペ

ージへの掲載、鈴鹿、亀山両市の広報紙やホームページ、公式LINE等への掲載を依頼しPRに努めております。

また、啓発物品を作成し、イベントや出前講座で配布しております。

消費生活センターの活動を広報することで、悪徳商法や消費者トラブルの抑止にもつながることから、一層のPRに努めてまいりたいと考えております。

また、消費者庁は、令和8年度に全国消費生活情報ネットワークシステム、PIO-NETをリニューアルし、消費者が自ら情報収集し、消費者トラブルを解決できる仕組みづくりに取り組んでおります。

消費生活センターとしては、この新システム構築に協力するとともに、消費者庁の取組についてもPRしていきたいと考えております。

続きまして、総務課長のほうから説明があります。

○議長（船間涼子 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

私のほうからは出前講座の実績について、御答弁をさせていただきます。

出前講座は各種団体からの依頼に基づきまして実施いたしておりますが、令和5年度につきましては69回、延べ人数で2,331名。令和6年度につきましては、まだ年度途中ではございますが、70回を予定しております、参加者数の予定としては、1,557名となっております。

この人数の差につきましては、令和5年度につきましては、主に小学校とか学校を回ることが多かったのが人数のほうが、令和6年度と比べて令和5年度のほうが多くなっております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

田中議員。

○田中通 議員

御答弁ありがとうございました。PIO-NETなど、複数の印象的な回答をいただきました。

先日、グーグル検索で、消費生活センターを検索し動画について絞ったんですが、幾つか紹介動画があったり、詐欺対策の動画があったりします。興味深いところでは、岐阜市の消費生活センターの動画があったりしました。

ここで、私の資料の2-01を御覧ください。

こちらは、消費生活センター、区切って、鈴鹿亀山地区広域連合として検索し、動画について絞ったものです。

我々の圏域については情報動画に絞っても、鈴鹿市議会の特別委員会のユーチューブ動画が出てくるだけで、圏域住民にとって注意喚起できるような広報的な意味合いを持つものはありません。ネット社会・スマホ社会になり、詐欺が本当に身近なものになった社会情勢を鑑みると、出前講座についても本来のニーズを考えれば相当実施回数が増えていてもおかしくない状況だと考えます。

そこで、出前講座の補助資料として、オリジナルの動画制作をしてみたいかがでしょうか。

圏域の住民自身がこの地域に特化した情勢を学べたり、また出前講座が出向くことができない団体でも、独自で勉強会などに使えるかと思います。

そして、先ほどの答弁にありましたP I O-N E Tですが、こちら、午前中の高橋さつき議員の質疑にも出てまいりましたけれど、もう少し詳しく聞かせてください。P I O-N E Tとはどのようなシステムか。そして、どのようなリニューアルが行われるのか。そして、鈴鹿亀山地区消費生活センターとしてはどのように取り組むのか、そしてどのような効果が見込めるのか、教えてください。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

出前講座の補助資料として、オリジナルの動画作成はしてはどうかとの御提案に対しまして、答弁申し上げます。

現在もパソコンを使用し講座を実施しており、テーマに合う公的機関が作成した動画を放映することもございます。

しかしながら、出前講座の受講者は、保育園児から高齢者まで、年齢も依頼目的も様々であり、そのテーマに合わせた動画を作成することは困難であるため、オリジナルの動画は作成はしておりません。

続きまして、P I O－N E Tとはどのようなシステムかの御質問ですが、P I O－N E Tは、消費者庁の外部団体であります独立行政法人国民生活センターと、全国消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる、消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っているシステムでございます。現在は、主に相談員が情報収集し、相談業務の参考にしております。以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

田中議員。

○田中通 議員

御答弁ありがとうございます。今後のP I O－N E Tと、その活用に期待します。

P I O－N E T、ちょっとどのようなものか、まだまだ少し分からないんですが、複数年度にまたがって使われるというふうなことを、先ほどから聞いてますけれど、消費者のトラブル、消費者トラブルの解決方法になっていくことを祈りまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（船間涼子 議員）

これにて田中通議員の一般質問を終わります。

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

日本共産党の福沢美由紀です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず第9期の中間年に当たります令和7年度の施政方針が出されておりますので、まず初めに広域連合長にお伺いしたいと思います。この施政方針より伺います。

まずは、令和7年度予算の特徴についてお伺いしたいんですけれども、表記として、可能な限り両市のことを考えて、抑制に努め予算編成を行ったとあるんですけれども、具体的にどういうところを抑制したのかということも含めて、この7年度予算の特徴について、お答え願いたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

それでは、福沢美由紀議員の施政方針より、令和7年度予算の特徴についてに関する御質問につきまして、答弁申し上げます。

令和7年度の予算編成でございますが、関係市である鈴鹿市、亀山市におきましては、厳しい財政状況でありますことから、さらなる歳入確保と歳出削減を徹底する予算編成が行われております。

本広域連合といたしましては、運営のための財源を関係市からの負担金に大きく依存をしておりますことから、関係市の財政状況を十分考慮し、可能な限り抑制に努め、予算編成を行ったところでございます。

抑制の考え方でございますが、予算の抑制により、圏域住民の皆様へのサービスが低下することがないように事業費の削減ではなく、事務費の削減に努めたところでございます。

詳細につきまして、事務局長から答弁をさせていただきます。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、令和7年度当初予算において、予算の計上を見直し抑制したものについて、答弁申し上げます。

まず、認定調査費等費が予想申請件数が昨年度と比べて減ったことにより、減額となっております。

地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費については、訪問型サービス費、通所型サービス費の実績に合わせた年間の事業費を計上していますが、令和6年度から介護報酬の単価の減額が影響しております。

このほか、公用車を1台廃車することで、維持管理費を削減したほか、自治体システム標準化について、導入費用が非常に高額でしたので鈴鹿市と協議を重ね、ガバメントクラウドでの整備を見直し、ベンダークラウドで整備することで費用を削減しております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございました。

それでは2点目について、連合長に引き続きお聞きしたいんですけれども、第9期計画の進捗と、現状と課題について伺うということで。

これについては先ほちょっと答弁がありましたので、この定期巡回・随時対応型訪問介護看護でしたか、それと、看護小規模多機能型居宅介護の2件ですね。これについて、引き続き募集を、応募を行っていくっていう御答弁が先ほどありました。この2つがまだなんだと。

今、中間年となりますので、今までのとおりやっていると、なかなか人手不足というところ辺について難しいと思うんですけれども、新たにもう何としても来年度これを実現させるために何か考えておられること、これ担当でも結構です。お伺いしておきたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

議員おっしゃられるとおり、募集をしておってもなかなか手が挙がってこないという状況がございますので、ただ、事業所さんでどう考えていただくのかということもございますので、私ども担当者として、事業所のほうに手を挙げていただけないかということの御相談をかけさせていただく等で何とか。でもなかなかこの御時世、施設を新しくとか事業を新しくというのはなかなか難しい状況でございますので、その辺りはその状況を考えながら募集のほうを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

この問題は、いずれにしても自宅で介護や看護を受けるというための、それも24時間という基盤整備となりますので、先ほどから議論になっている訪問ヘルパーのこととかも含めて、急がば回れですけど、処遇などのこともきちっと見ていかないと、なかなかこれは解決できていかないのかなと思いますので、本当にたくさんの方にお知恵を借りながら、何とかしていただきたいと思うんですけど、この2つの施設に関するニーズが結構あるのかどうかということだけ、ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

第9期の介護保険事業計画を立てる際にアンケートを行っておりまして、ケアマネ等にこの事業に対するニーズはあるのかということも問うております。その回答で、あれば使いたいというお声もありますので。ですから、こちらの計画の中には入れさせていただいておるものですので、何とか計画を進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございます。

3点目なんですけれども、これも施政方針の中で書き込みがありました、介護認定業務の遅れの回復っていうところで表記がありましたので、少しずつ回復に向かっているというようなお話は時々聞けますが、そこの状況をお伺いしたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

介護認定業務の遅れの回復についての御質問に、答弁申し上げます。

介護認定の遅れにつきましては、一時期調査員不足から認定までの多くの期間を要した時期がございました。令和5年度より、従来から委託している居宅介護支援事業所による認定調査に加え、新規申請と要支援状態からの区分変更申請の調査を実施できる事務受託法人に調査の一部、3,000件を委託いたしました。

また、令和6年度は、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取り扱いが令和6年3月末に終了し、調査件数が大幅に増えることが想定されるため、事務受託法人に区分変更申請に、更新申請と変更申請に伴う調査も加え、年間委託件数を7,000件に増やし、対応に当たりました。

事務受託法人の調査員も、令和5年度は10名でありましたが、順次増員をお願いし、現在20人体制で調査を実施していただいている状況であります。

事務局の体制につきましても、令和6年度に申請件数の増加に伴う事務処理に対応できる体制整備のため、2市の協力を得て、介護保険課職員を2名増員していただいたところであります。

申請から認定までにかかる期間は、令和6年12月末現在で、平均47日であり、約1か月半から2か月の間に結果をお届けできる状況であります。

今後とも安心して介護保険制度を利用いただけるよう、介護保険課一体となり、より一層認定にかかる期間の短縮に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございます。少しずつ改善を見ているというところは、本当にありがたいなと思ってんですが、まだまだ、いわゆる国が言うところの1か月というところに向かって、改善を図り続けていただかなくちゃいけない状況なのかなと思っています。

だんだんこうやって回復してきたのは、何かどういう要因があったのかと思いますと、今お話を聞いてますと、やはり仕組みやシステムというよりも、人を増やしていただいたというところなのかなと。私は民間委託になったらすっと解決するの

かしらと思ったら意外としなかった。その状況を向こうともお話を多分していただいて、人数を増やしていただいたんですね、職員体制を。それでまだ今道半ばという状況ですので、7年度に向けて職員体制はどうなるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

調査センターの調査員につきましては、随時募集を今もかけていただいております。やっぱり辞められる方も中にはお見えになりますので、そういうことに対応できるように、今も随時募集はしていただいております。研修していただいて、調査員に当たっていただくことは増やす、減ることがないようにということの対応として、今現状お願いをしておるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

先ほどこちらの事務局の体制も2名増やしていただいたと。何名に2名を増やしていただけたのかということも併せて聞きたいんですけども、それについても7年度どうするのか、お伺いしたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

会計年度任用職員のパートタイム職員を抜いて、8名だったものを10名（後に「7名から9名」と訂正あり）にさせていただきました。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

10名に増やしていただいた。それで今、6年度が10名いらっしゃるわけですね。7年度は、職員体制どうなりますか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

1名減ということで、予定をしております。
以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

国が30日を目指すように、30日以内にするといいと言っている中、まだ47日というところで道半ばの中、ちょっと人数を減らすのは早いんじゃないかしらと思うんですけども、これでまた遅れが進むとかいうことにならないのか、広域連合長の考えをここはお聞きしたいです。これでいいんですか。

○議長（船間涼子 議員）

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

両市の人事担当部局が、それぞれ広域連合に対しての人数等を含めての調整を行っております。それぞれの市の事情があらうかと思いますので、その点につきましては、私どもからは人事担当にはしっかり言っておりますけれども、それぞれの市の事情の中で配置等、人数も決まってくるところでございますので、できるだけ現状維持以上にしていただきたいということは、それぞれ申し上げているところ

でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

この遅れの問題は、本当に広域住民にとって深刻な問題ですので、ぜひこれからも両市に言い続けていただきたいと思いますし、求めて、途中からでもきちんと維持、または増やしていただくという方向で考えていただきたいと思います。今、そういう考えをお持ちだということを確認いたしましたので、よろしくお願いします。

次の質問ですが、これも先ほど広域連合が指定権限を持つ事業所のうち、訪問介護事業所についてということで、課題認識について。先ほど高橋議員が質問されましたので、かなりかぶってきますので、かぶらないような部分だけ、少し確認をしていきたいと思います。まずは、件数だけでは実情は分からないというところが、今言われています。本当に自転車で居宅までたくさんいろいろ駆け回って、ヘルパーをしていただくというようなちっちゃい零細企業が本当に大変だという声が聞こえてて、例えばサ高住なんかについて、そんなに移動時間がなかったりするとところがどんだけ増えても、やはりこの鈴鹿亀山地区って面積広いので、本当にヘルパーさんたちも大変だと思うんです。そういう中で、数的にはどうも全国で言われるほどの深刻な減はないんだなということは、先ほどの答弁で聞かせていただきましたが、内容について、ぜひともまた先ほども重なりますけれども、実情、もともと訪問介護って、例えば移動する間が全然報酬が入らないとか、お約束している時間に待機しなくちゃいけないことがあるんですけども、待機していてもそれが報酬に入らないとか、そういうもともとの問題があってもともと低いという問題があった上に、今回報酬が下げられているという実情がありますので、丁寧に先ほど介護保険課長さんが聞いていきますと言っていたので、現場の声をぜひ聞いていただきたいと思います。

鈴鹿は、そういう、例えばお話を聞こうと思ったらそういう協議体みたいなのはあるんですね。亀山は、何かなくなったって聞いたような気がするんです。亀山の事業所に聞こうと思ったら、どういう状況で聞いていただくんですか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

ですので、亀山の事業所には、個々にお聞きする方法になると思います。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

いかような形でも結構でございますので、ぜひとも実情を聞いていただいて、今とにかく一番問題がヘルパーさんの年齢が非常に高いというところが大きい問題だと思います。ばたばたと皆さんがいなくなったら、たちまちこの介護保険が目的としている、自分の自宅で最期までいたいという願いがかなわなくなるので、ぜひともお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。

物価高騰等が広域住民に及ぼす影響について、と挙げました。本当に今、物価高騰も大変、暮らしが大変で、高齢者ということで一人暮らし、二人暮らしの方が多くて、もう暮らしが大変っていう中で、広域連合として、広域連合が持つデータ、広域連合が見ている、お付き合いする中で、広域住民の暮らし、介護をしっかりとやっぱりこの時代の流れを見ていかなくちゃいけないと思うんですね。この介護保険のデータから、広域住民の暮らしを読み取れるということがあると思うので、滞納ですとかいろんなことがあると思うので、それについて伺っていきたいと思います。お願いしてありましたので、よろしくお願いします。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

令和3年度から5年度までの現年度分の介護保険料の滞納状況の質問について、答弁申し上げます。

令和3年度は、調定額44億9,711万6,630円（後に「44億9,071万6,630円」と訂正

あり)に対し、未収納額は3,664万6,540円で、滞納者数としては929人となります。

令和4年度は、調定額45億367万490円に対して、未収納額が、3,485万9,964円、滞納者数は900人。

令和5年度は、調定額45億2,425万9,320円に対して、未収額が3,475万905円、滞納者数としては916人となっております。

以上です。

令和3年度の調定額は、修正させていただきます。44億9,071万6,630円に対しまして、未収納額は3,664万6,540円です。

すいません。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

まずは、保険料について伺ったところです。

先ほどもちらっと言ったんですけども、今問題だと言われているのが、やっぱり年金1万円、1万5,000円以下の普通徴収の方、この方たちの滞納がどうなってるのかということが聞きたいんですけども、そういう方たちのいる割合ですとか、この人数を言ってもらいましたが、人数じゃなくてパーセンテージも併せて伺いたいところなんですけども。普通徴収の方々の傾向というのがありますか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

すいません。はっきりした数字というのはちょっと表れてこないんですけど、というのは、年金受給者の方でも年金受給をしだしたときにはすぐには年金から引くことができませんので、一旦普通徴収になってということからまたなっていくしますので、ちょっとパーセンテージというのは表れてこないものでございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

年金1万5,000円以下の方ばかりでないことはよく存じ上げております。そういう間の、はざまの方であるとか、在職中で年金の支給を遅らせる方とか、そういう方が混ざっていることはよく理解してるんですけど、その傾向というのは毎年変わりますので、そういうことが混ざっているという事実は。ですから、そういうことも含めた上で、やっぱり普通徴収の方の傾向というのはしっかり見ていったほうがいいと思います。

今、保険料のこと聞きましたけど、ほかにもこの介護保険サービスの中で、皆さんの暮らしが読み取れるような数字があると思います。ほかにも何がありますか。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

次に、保険料の未納者に対して実施した、過去3年の給付の制限の状況の質問につきまして、答弁申し上げます。

まず、徴収権の消滅時効を迎えていない保険料に未納がある場合に、適用を受ける支払い方法の変更の決定件数は、令和3年度が10件、令和4年度が9件、令和5年度が6件となっております。

次に、徴収権の消滅時効を迎えた未納保険料がある方に適用する保険給付の減額の決定件数は、令和3年度が26件、令和4年度が27件、令和5年度が18件となっております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

あと、補足給付の問題でありますとか、そうですね、介護合算、高い介護のときに助けてもらえる制度ですね。そういうものであるとか、社会福祉として事業所に

お金を出していただくものであるとか、いろんな数値があると思うんですけど、合わせて全部言っていただけませんか。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

次に、生活保護受給者や市町村民税非課税世帯の方を対象にした、介護保険施設やショートステイを利用する際の食費や居住費等の負担を軽減する介護保険負担限度額認定の状況を見ますと、令和３年度の申請件数は2,186件、認定件数は1,862件、令和４年度の申請件数は2,201件、認定件数は1,950件、令和５年度の申請件数は2,184件、認定件数は1,973件となっております。

以上でございます。

次に、生活保護受給者や生計が困難な方を対象にした、社会福祉法人等が運営する事業者などでは、介護保険サービスを利用する際の利用者負担を軽減する、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の状況を見てみますと、令和３年度の申請件数は23件、認定件数は22件、令和４年度の申請件数は35件、認定件数は35件、令和５年度の申請件数は37件、認定件数は35件となっております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀 議員

いろいろと調べていただいてありがとうございました。

介護保険料は、低所得の方に対する国からのお金が大分入るようにはなったので、随分と基準額に対する割合が低くなってますので違うのかなとは思いますが、始まったときから２倍、３倍になっているという全体のものもあります。本当に特に補足給付などは、件数だけでは、これでも1,000幾らとかあれですけども、分かりづらいんですけども、もともと補足給付が受けられる方を絞ってきたという、今までの歴史がありますので、どうでしょう、ひと月にしたら十二、三万円ぐらい、居住費と食費を別に払わなくてはいけなくなってしまってから、この補足給付を受

けることによって半額ぐらいになるかなと思ってるんですけども、こういう制度が使えていたのが使えなくなってしまったという、今のここ最近の状況だと思うんです。そういう意味では、本当に暮らしが大変な中、大変になっていると。この介護状況も大変になっているということを見ていただいて、なかなか軽減策とかいろいろなことができない状況ですが、情報をいつもしっかり収集していただいて、当たっていただきたいなと思います。

私の質問は以上にします。ありがとうございました。

○議長（船間涼子 議員）

これにて福沢美由紀議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和7年3月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

すいません。先ほど、私、答弁の中で、認定グループの職員は、8名から10名になったと言ってたんですけど、すいません、7名から9名です。

すいません、1名パートタイムの方も入れてしまっていましたので、すいません。

○議長（船間涼子 議員）

7名から9名ですね。

○介護保険課長（中条裕 君）

すいません、1名ずれておりました。そうです。申し訳ありませんでした。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

承知しました。

では、これをもちまして本日の会議を閉じ、令和7年3月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後02時56分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和 7 年 3 月 26 日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 船 間 涼 子

議員（1 番） 加 藤 公 友

議員（10番） 水 谷 進